

パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコースト（ショア）とナクバに関する正義回復（リドレス） （下）

岡野内 正

目次

I 問題提起

II ホロコーストに関する正義回復の課題

1 過去の克服（48巻3号）

2 ホロコースト訴訟とフィンケルスタイン論争（48巻4号）

3 ディアスポラとイスラエル：新しいユダヤ諸部族の展望（以下本号）

III ナクバに関する正義回復の課題

IV 展望

II ホロコーストに関する正義回復の課題

3 ディアスポラとイスラエル：新しいユダヤ諸部族の展望

<ユダヤ・ナショナリズムの限界>

以上のように、ホロコーストに関する正義回復は、「過去の克服」から「ホロコースト不当利得返還」を経て、大きく前進した。だが、それは、いまだ不十分なままであるばかりか、さらに、フィンケルスタインが批判した「ホロコースト産業」の形成と、批判そのものの圧殺という形で、新しい不正義さえ創り出しつつあるかに見える。（1）

その原因は、筆者の視点からすれば、ナショナリズムに立脚した正義回復の追及である。ナショナリズムの立場からは、ネイションの形成期は、成人前の子供時代のようなものである。したがって、子供時代の暴力をとやかくいうことは無粋なことであり、ましてや、正義に反する問題として追求することは、不当な言いがかりとして憤激を招いてしまう。この場合、ユダヤ・ナショナリズムにも共通なこのようなナショナリズムの基本的性格が、ホロコーストに関する正義回復の議論の中で明らかになってきた、というべきであろう。

ここで、ユダヤ・ナショナリズム（Jewish Nationalism）というものは、血縁集団に対する救済という性格が強いユダヤ教の信徒の家系に連なる人々が、そのユダヤ教的伝統が近代的ネイションを形成する特質であるととらえ、世界中

に分布するユダヤ教徒のコミュニティやその系譜を引く諸個人が、ひとつのネイションの構成員として連帯し、団結していこうとする考え方である。(2)

ホロコーストにかかわる正義回復を迫ってきたのは、このユダヤ・ナショナリストたちであり、その大部分は、パレスチナの地にユダヤ・ネイションのための国民国家(Nation State)建設をめざし、イスラエル建国後はイスラエルがユダヤ・ネイションの中心だと考える、いわば国家主義的ナショナリストというべき、シオニストであった。(3)したがって、ユダヤ・ナショナリズムの発想からは、第一に、古代のユダヤ王国形成期に伴う暴力を問題にできず、第二に、1948年のイスラエル建国に伴う暴力(ナクバ)を問題にできない。(4)また、ホロコーストに関わる正義回復の中心にユダヤ国家としてのイスラエルがあつて、賠償金を獲得してイスラエル国家の強化にその資金を用いることも、イスラエルの存在を支えてきたアメリカ政府と協力してホロコースト正義を進めることも、当然のことであつた。フィンケルスタインの「二重のゆすり」批判は、ユダヤ・ナショナリストにとっては、一方ではイスラエルの保護者としてのアメリカを非難し、他方ではユダヤ・ネイション全体のために奉仕するイスラエルとユダヤ諸組織のリーダーを非難することによって、ネイションの存在を危うくするものであり、「非国民」的で、許しがたいものであつた。(5)

これに対して、フィンケルスタインがナショナリストのホロコースト正義批判を行う場合の立脚点は、「ユダヤ人」という集団に対してではなく、「ナチズムの被害者」全員に対して無差別平等に行われたドイツの個人補償に対する高い評価からみるかぎり、あくまで普遍主義的なヒューマニズムであつた。それはネイションの平等を説くインターナショナリズムよりは、むしろコスモポリタンのなきらいがある。しかし同時に、フィンケルスタインは、両親への愛着を通じて、ユダヤ的なものの伝統と、ユダヤ的な出自への誇りを繰り返し表明している。(6)さらに、「ペーパーバック第二版へのまえがき」では、自分自身を「左翼のひとり(a person of the Left)」と自己規定しながらも、「私の関心(concern)は、歴史記録の完全性とユダヤ民族受難(Jewish people's martyrdom)の聖性(sanctity)を回復することにある。」(Finkelstein 2003=2004:xiii=8)と宣言している。これなどは、後述するディアスポラのラビ・ユダヤ教的な宗教的信念の表明と言ってもよい。

このような両親と両親から受け継いだ伝統への尊重と愛着とは、おおかたのユダヤ・ナショナリストとも共通するはずである。この共通点に立脚して、この両者の間に橋を架け、ホロコーストにかかわる正義回復を追求することによって、パレスチナ問題の解決につながるような暴力克服の展望を開くことはできないだろうか。

<血と土への欲望>

そのような課題遂行のための理論的準備として、筆者は、この、両親と両親から受け継いだ伝統の尊重という共通点を、「血と土への欲望」と、とらえておきたい。それは、次のように説明できるだろう。

個体としての人間は、人間という生命体が種として再生産を繰り返していく長い時間の中のひとこまにすぎない。遺伝子情報が伝達されていく血統の連想から、このような種の再生産としての生殖を、血の契機と呼びたい。(7) さらに、個体としての人間の生命体(主体的自然)の日々の再生産(日々の糧を得るために労働し、食物などを消費して、毎日の生活を維持すること)は、その個体が暮らす場所(客体的自然)に規定された、主体的自然と客体的自然との間の物質代謝にすぎない(孤島のロビンソン・クルーソーやほぼ自給自足の農民と比べて、社会的分業が著しく発展した社会では、この関係が見えにくいことはいうまでもない)。このような個体の再生産を、大地と人間との関係という連想から、土の契機と呼びたい。したがって、人間が種として世代を超えて、さらに個体として日々の暮らしの中で、二重に再生産されていくことを可能にする客体的契機は、血と土ということになる。なお、このような抽象的なレベルで、すでに種の保存戦略にとって重要な遺伝子の組み合わせの多様化のために、諸個人にとっての「他者」との出会いが必要であり、そのために「旅」や「移動」といった契機が必然化されてくることにも注意を喚起しておきたい。そして、この二重の再生産を可能にする主体的な契機を欲望と呼ぶことができるとすれば、あらゆる人間の個体が持つ最も原初的で重要な欲望こそ、血と土への欲望だということができよう。(8)

ネイションとナショナリズムの根底にあるのは、この血と土への欲望である。というよりはむしろ、血と土への欲望を基礎に、マスメディアを手段として用いる大規模の「想像の共同体」(Anderson 1983=1987)として構築されたのが、ネイションであった。(9)

ナショナリズムへの反発から、コスモポリタニズムは、この血と土への欲望を無視、あるいは積極的に否定する普遍主義や個人主義による連帯や団結の論理を構想した。しかし、グローバル化によって、国民国家は掘り崩されても、ネイションとナショナリズムは衰えをみせない。むしろ、グローバル化に反発する人々の願望を集めて、排外的なナショナリズムあるいは宗教的な原理主義が強化されているように見える。(10) とすれば、血と土への欲望を基礎にしなが、ネイションの形成とナショナリズムの勃興ではなく、ナショナリズムに対して批判的な連帯と団結の論理を組み立てることはできないだろうか。筆者のいう方法論的新部族主義に立つ正義回復のための新しい部族の再建は、その展望を切り開いてくれるように思われる。

ホロコーストにかかわる正義回復に即して言えば、それは、ユダヤ・ナショナリズムを強化する方向ではなく、ホロコーストによって抹殺されたヨーロッパ諸地域のさまざまなディアスポラ・ユダヤ共同体が、新しい部族（「ふるさとのむらびと」の共同体）として再建され、新しいユダヤ諸部族とそのネットワークが再建される方向ということになる。（11）

＜ユダヤ「民族」を超えるディアスポラ「部族」へ＞

1982年のイスラエルのレバノン侵攻とパレスチナ難民虐殺への反応として、ユダヤ教倫理の立場からシオニズムを批判し、ディアスポラ、すなわち「国なき民」として自立しようと訴える動きが現れた。たとえば、ユダヤ教成立以来のディアスポラの歴史、安住の地としてのアメリカへの移民とユダヤ・コミュニティの発展、そこでのユダヤ人と黒人、さらにユダヤ人とイスラエルとの関係を振り返った著作で、アメリカのユダヤ人著述家は次のように書いた。

「イスラエルは、メシアではなく、伝説の泥人形ゴーレムだ。それは、ユダヤ教徒(Jews)を救うために造られたが、今度は造り手たちに歯向かうようになった。ユダヤ教徒をほかの人々と同じような一つのネイション (a nation) にするのに成功したという、まさにそのことのために、ユダヤ教徒を腐敗させ、破滅させようとしている。/理念としてのユダヤ教 (Judaism as an ideal) は、無限 (infinite) だが、国家としてのユダヤ教 (Judaism as a state) は有限だ。/解決策は、ディアスポラが自立すること (independence of the diaspora) だ。」 (Feuerlicht 1983:287)

やはり 1982年のイスラエルによるレバノン侵攻に触発されて書かれたユダヤ史研究者の著作である Biale 1986 は、ネイションとホロコーストとの関連で、次のような議論を展開した。すなわち、ホロコーストによって、ユダヤ人は、国家権力を握り、「普通の」民族国家 (nation-state) となるのが当然視されるようになった。しかし第二次大戦後の世界では、世界中のひとびとが、地球規模の核戦争によるジェノサイド (global nuclear genocide) と直面するようになった。ユダヤ民族は、ネイションとして国家権力を持つようになったとともに、すでに経験したホロコーストを再び、世界中の人々とともに経験するかもしれないという、無力な状態 (powerlessness) に置かれることになっている。とすれば、これまでのユダヤ人が、国家権力を持つことなく生き延びてきた知恵が、人類が生き延びるために生かされるべきときではないか、と (Biale 1986:210)。これは、ナチ・ホロコーストゆえに、ユダヤ人のためのイスラエル国家を、というユダヤ・ナショナリズムの主流派的な考え方に対して、地球規模の核ホロコーストの危険（それが冷戦後の今日でも不変であることについて Caldicott 2004=2008 参照）を導入して、ユダヤ人が「普通の国家」をもつ

「普通の民族」となることを否定する考え方といえよう。ここから、ディアスポラの生き方をむしろ普通のものとする称揚する新部族主義的発想まではあと一歩である。

〈ディアスポラとイスラエルのユダヤ・コミュニティ〉

「われわれは、ディアスポラを、民族自決 (national self-determination) に代わる理論的かつ歴史的なモデルとして提唱する。」 (Boyarin & Boyarin 1993=2008:248) と宣言するボヤーリン兄弟のディアスポラ論は、筆者の視点からみれば、事実上、「ユダヤ民族」を超える新部族主義的な「ユダヤ諸部族」を、ユダヤ教の伝統に即して具体的に展望することによって、ユダヤ・ナショナリズムの限界を超えようとするものとなっている。

ここでディアスポラとは、「ユダヤ人が比較的迫害から免れていながら、なおも強固なアイデンティティを保ってきた歴史的状況から導き出された、理想化されたディアスポラ (an idealized Diaspora) 」 (同上) であり、「文化的な違いを無視せず、むしろ違うことがすばらしいと認め、境界 (frontiers) をなくすことではなく独自性を失ってしまうことこそが有害だとみなし、異なった生活スタイルや伝統の出会いが、お互いにとって実り豊かなものとなるように励ます、そんなアイデンティティの理論と実践を結合することを目標とする」 (Boyarin & Boyarin 1993=2008:249 ただし、訳文は大幅に変更) ものだとされている。そして、そのようなディアスポラの可能性は、「単なるユートピア的なもの」ではなく、それが実際に実現した「歴史的状況 (historical situations) 」がたしかにあったという。

このような洞察は、タルムード学者としてユダヤ教的な男性イメージの形成を歴史的・文献的に跡付けた Boyarin 1997 のような著作を持つ兄と、人類学者としてユダヤ研究に取り組む弟のユダヤ史研究への基本的なモチーフになっている。すなわち、「ユダヤ人の歴史についてわれわれが語りたいと思う物語には、三つの段階がある」 (Boyarin & Boyarin 1993=2008:265) として、次の三つが挙げられる。

①土地と結びついた部族 (tribe) の段階。

②他民族との接触による土地と結びついた生活の危機の段階 (これへの対応として、一方でパウロのキリスト教、他方でパリサイ派によるディアスポラの発明がある)。

③ディアスポラの生存形態の段階 (人為的な手段による土地との結びつき、領域を支配しようとする権力の放棄)。

この③の段階こそ「理想化されたディアスポラ」の基礎となったものに他ならないが、これについて、次のような聖書学者デーヴィスの引用が掲げられている。「暴力に頼るような人間は、メシアを呼び寄せるのには役立たない。メシアの僭称者たちにラビたちが見せるよそよそしい態度は、僭称者たちに幻滅を重ねた歴史に由来するだけでなく、ラビたち自身の奥底にまで染みついた心構えにも起因している。ラビたちの伝統の根幹において、ユダヤ教は自らを無力な状態に追い込んだとすら言える。だが、極めて敵対的なキリスト教世界においてユダヤ教を保持するには、（苛立たしく無益で悲劇的な抵抗より）無力さの自覚のほうが有効であり、その意味では、独特の『力』の刻印を帯びていたのである。」（Davies 1991=1992:179）

そしてボヤーリン兄弟は、この「独特の『力』」について、さらに次のように言う。「われわれの考えでは、現世権力を（「是認する」だけでなく）放棄することは、差異を保持する最も強力な様式にほかならず、したがって、最も有効な抵抗手段なのである」（Boyarin & Boyarin 1993=2008:267）

ここでは、ラビ・ユダヤ教の非暴力主義は、ガンジー的な非暴力抵抗の可能性を持つものとされているのである。ただし、ガンジーがあくまでも土地への結びつきを守るために現世権力に抵抗してナショナリスト的な言説を展開し、そのために、ヒンドゥー教的なカースト秩序として表現される血縁集団としての伝統を保つことを断念したのに対し、ラビ・ユダヤ教の場合は、土への欲望を断念し、現世では血への欲望を守ること、すなわち血縁集団としての伝統を保つことに全力を挙げることによって、あらゆる現世権力に抵抗するのである。

(12)

こうして、次のような展望が生まれる。

「われわれは、エスニシティを政治的ヘゲモニーから分離する唯一の社会構造として、ディアスポラを特権的に扱うことを提唱したい。ディアスポラは、解きがたいほど徹底的に相互依存を深めている世界において、文化的アイデンティティの保持を可能にする起点にさえなるのだ。ディアスポラをそもそも可能にするのに一神教が果たした積極的な役割を否定するわけではもちろんないが、ユダヤ教が世界に対してなすべき最も重要な貢献とは、実のところ一神教ではなく、ディアスポラのほうではなかろうか。ディアスポラから得られる教訓、つまり、民族と土地は自然かつ有機的に結びついているわけではないという認識を身につけていれば、今日東欧で起きているような流血の惨事は防ぎえたことだろう。」（Boyarin & Boyarin 1993=2008:267-8）

「ディアスポラが教えてくれるのは、土地を支配せずとも、ましてや、他の民族を支配せず、彼らから土地を奪う必然性をつくり出さずとも、一つの民族が独自の文化を、つまり差異を保持することは可能であるということだ。…（中

略) …世界では、主権とアイデンティティという二つの力が連動することによって、日々何千もの人々が殺戮されているが、(発祥地性(autochtony)、先住民性(indigenoussness)、領土的自決(territorial self-determination)といった言説で正当化されるような) 主権を拒絶すると同時に文化的アイデンティティを粘り強く保持する姿勢は、この世界に対してなにがしかを提示しうるに違いない。」(Boyarin & Boyarin 1993=2008:268 訳文一部変更)

これは、大地の排他的な占有を断念し、全民族がディアスポラとなって、むしろ地球上の大地を全民族で共有していこうという提案にほかならない。領土と結びついた国家主権のない世界とは、筆者のことばで言う新部族主義的な世界秩序、そして主権概念の徹底的批判に基づいてマルチチユードを対置する Hardt & Negri 2000, 2004 や、その系譜の Stewart-Harawira 2005 の展望と重なる。そのような見通しを与えてくれる議論は、いわゆるディアスポラ論の中でも画期的であった。(13) ユダヤ民族のディアスポラの再評価に根ざしたこの提案が、排他的な大地の占有を求めるシオニズムに対する鋭い批判となっている点も高く評価したい。それにもかかわらず、筆者の立場からは、次のような若干の問題を指摘したい。

第一に、土地占有にかかわる過去の暴力を問題にする話し合いへの動機をどう確保するかという問題である。発祥地性、先住民性、領土的自決といった観念は、土地にかかわる暴力的支配を告発し、反抗する過程で生まれてきたものにほかならない。なるほど、これらの暴力を神の裁きとして受け入れ、自力解放を求めて権力闘争に参加することを拒否する態度は、現世において暴力に対する暴力の発動を封じるための貴重な道である。しかし、現世において、土地への欲望を否定してしまうことは、土地の占有に関する過去の、歴史上の暴力を、ひとつひとつ問題にし、非暴力的な話し合いを重ねようとする動機までも、消してしまうことにならないだろうか。

とすれば、土地への欲望を全面的に否定することではなく、肯定したうえで、排他的な占有への欲望のみを否定していく論理を組み立てることが必要ではないだろうか。筆者は、それは、先述のように、自己につながる系譜の複数性から導出された帰属の複数性を前提とした上で、自己と他者の過去の不正義を徹底的に議論し、歴史的正義回復の諸手段によって、非暴力的に土地への欲望を充たすことを求める、新しい部族の立場によって与えられると考える。

ボヤーリン兄弟もこの難点には、気づいているように見える。先住民の権利、さらにパレスチナ人の権利を認める一方で、先住民活動家が見せる土地への欲望に「とまどい」を表明している。(14) 土地への欲望の断念が、ユダヤ教の神への信仰に基づくものであるかぎり、自分の信仰を他人に押し付けることはできないというジレンマはつきまとう。排他的な土への欲望の断念は、ユダヤ

教という特定宗教の論理ではなく、より普遍的な、人類学的、社会学的な生存戦略の論理によって構想されねばならないのではあるまいか。

第二に、だれが暴力を語るかという問題がある。筆者の立場からは、ここで、民族あるいはネイションが暴力を語る主体として導入され、より小さな規模の差異を抹消する代表性が作り上げられてしまうことを警戒したい。ボヤーリン兄弟は、ユダヤ教徒のディアスポラが、地域ごとに多様な発展をとげ、さまざまなディアスポラ共同体を作り上げてきたことを強調してはいるが、「ユダヤ民族」としての歴史意識を包摂しながらも、それを超えるような多様な「ユダヤ諸部族」のネットワークを構想しているかといえ、いささかあいまいさが残る。(15)

以上のような問題点にもかかわらず、ボヤーリン兄弟の議論には、ユダヤのディアスポラが、イスラエルも含めて、新しい部族ネットワークとして再生しようとする展望がみえる。現代イスラエルに対しては、次のような提言がなされている。

「排他的に権力を独占することなく、ひとつの集団として、他の集団と空間を分かち合おうとする、ユダヤ人の集団としての意識を取り入れたイスラエル、つまりディアスポラ意識を逆輸入したイスラエルを提唱する。…[中略]…手始めに宗教と国家を完全に分離する必要があるが、それ以上に必要なのは、イスラエルを多民族・多文化 (multinational and multicultural) 国家ではなくユダヤ人国家としてコード化している帰還法をはじめとする文化的・言説的実践を廃止することである。」 (Boyarin & Boyarin 1993=2008 : 252 訳文変更)

そして、「暴力によって獲得されたもの」であるために、「パレスチナ解放機構 (PLO) の「ビザ」なしに、ユダヤ教にとって最も神聖な場所である「嘆きの壁」を訪れることを拒否している」 (Boyarin & Boyarin 1993=2008 : 267) ユダヤ教正統派の団体である「ネトゥレイ・カルタ (Neturei Karta)」の声明を、著者らが必ずしも全面的に賛同するものではないとしながらも、論文末尾に収録して紹介している。(16) なし崩し的に現実を追認する非暴力主義ではなく、このような行動的な非暴力主義が、ユダヤ教のディアスポラの論理に内在して登場してきたことは、先述の第一の問題点にかかわって、過去の暴力を問題にする話し合いへの糸口を提起するものとして、きわめて重要である。

<ヨーロッパとアラブ・イスラーム世界への「帰還」と財産返還・補償問題>

さらに、先述の第二の問題点とのかかわりでは、全世界のユダヤ人がイスラエルに「帰還」できるという帰還法廃止の主張が重要である。それによって、イスラエルのユダヤ人とディアスポラのユダヤ人との「ユダヤ民族」としての一体性が断ち切られることになるからである。そこから、「ユダヤ民族」を、

多様なユダヤ的伝統を持つ人々のネットワーク、すなわち新しいユダヤ諸部族へと転換する道が開けてくる。そして、ユダヤ的伝統のもとに生まれ育った人々がもつ血と土への欲望を、ユダヤ国家としての現代イスラエル国家の排他的な強化と拡大に流し込むのではなく、それぞれの人々がもつ多様なルーツ（系譜）にしたがって、歴史上存在したが、不当な抑圧によって消滅あるいは消滅寸前の状態にあるすべてのディアスポラ・ユダヤ教徒の共同体に関する正義回復に流し込むことができるかもしれない。

民族自決にかかわって、領土への排他的な主権を求めないディアスポラ共同体の復興を提唱するボヤーリン兄弟の議論を、ホロコーストを含むユダヤ教徒・ユダヤ人迫害に関する正義回復に適用するならば、ナチズム支配から第二次世界大戦後にかけて難民となって、ヨーロッパから世界に散らばっていったユダヤ系ヨーロッパ人の帰還権保障と財産返還の問題が提起されてくる。(17) さらに、アラブ民族主義やイスラーム主義的政権のもとで、ユダヤ系住民を敵視する政策をとるようになったアラブ・イスラーム諸国の送り出し政策と、シオニスト諸組織やイスラエル政府の受け入れ政策とが一致して、アラブ・イスラーム世界からイスラエルに移住したユダヤ系移民の帰還権や財産返還の問題も提起されてくる。(18)

このようなディアスポラ・ユダヤ共同体に関する正義回復が追求され、奪われた「ゆかりの自然遺産」の回復を要求する遺産継承集団（新しい部族）が再結成されて、歴史的不正義の記憶を語り合う場が設定されるとき、パレスチナ・アラブ人による同様の遺産継承の権利要求を承認しようとする動きが、ユダヤ人の中から沸きあがってくることになるだろう。

とはいえ残念ながら、そのような力強い運動はいまだ見られない。いわゆるグローバル化による世界的な社会変動を背景として、次のようないくつかの兆候が見られるだけである。

第一に、ユダヤ系の人々の間でも、自分の系譜に関する関心の高まりが見られる。また特に、ヨーロッパのユダヤ系住民の言語であったイディッシュ語への関心の高まりが見られる。さらに、自分の系譜にかかわるゆかりの地への訪問が増加している。(19)

第二に、いまだ部分的なものではあるが、政治状況の変化した旧ソ連圏の地域やアラブ諸国において、ユダヤ系住民から不当に没収された財産の返還問題が提起されるようになってきている。(20)

第三に、旧ソ連圏地域やアラブ諸国の一部において、ディアスポラ・ユダヤ共同体のルネサンスとでもいうべき状況も生まれてきている。(21)

このような兆候を、イスラエルにおけるポスト・シオニズム的状况とアメリカにおけるボヤーリンのようなディアスポラ・ルネサンスの議論とあわせ見れ

ば、世界のユダヤ人のイスラエルへの「帰還」からディアスポラへの「再帰還」へ、というシナリオを、ネイションで覆われた世界から新しい部族ネットワークの世界へという転換のひとこまとして思い浮かべることさえできそうである。

ホロコーストに関する正義回復が、そのような文脈の中でさらに追求されていくなれば、いわゆるナチズムのみならず、ヨーロッパにおける反ユダヤ主義の歴史を克服するような和解が達成されることになるだろう。その際、ヨーロッパ世界全体の新部族主義的転換によって、ネイションにまつわるあらゆる不正義にかかわる歴史的記憶のパンドラの箱を開け放ち、ていねいな議論によって部族（もちろん複数帰属の許される「新しい部族」である）間の和解を達成していくことが必要であることはいままでもない。

III ナクバに関する正義回復の課題

< 虐殺などの真相解明、処罰、謝罪、補償 >

ホロコーストに関する正義回復の問題と比べるならば、ナクバに関する正義回復の問題は、すでにその直接の原因となった分割決議を行った国連をはじめとする国際社会によって、すでに十分に論じられ、整理されている。ここでは、本稿の視点から若干の論点を指摘するだけにとどめたい。

まず、イスラエル軍およびシオニスト軍事組織による虐殺などの不法行為の真相解明、処罰、謝罪、補償の問題について。イスラエルでの公文書の情報公開によって、歴史学の分野で進みつつある 1948 年戦争の真相解明についてはすでに触れたが、それら歴史学の成果は、いまだに「人道に対する罪」として、処罰、謝罪、補償の問題としては、提起されていない。(22)

ナチスのホロコーストやその他多くの国々の人権侵害の場合と同様に、和解の達成のためには、この問題への真実和解委員会的な取り組みが不可欠であることを指摘しておきたい。

< 帰還権と財産返還、補償問題 >

独立宣言と一連の戦闘の後、イスラエル政府暫定内閣は、難民の財産接收のための一連の措置をとった (Fischbach 2006:13-16)。それは、まずは 1948 年 6 月 20 日の銀行口座凍結令であり、翌 21 日の放棄財産令 (Abandoned Property Ordinance) の改定による、パレスチナ人財産へのイスラエル政府管轄権の拡張であった。次いで 6 月 24 日の放棄区域令 (Abandoned Areas Ordinance) は、財産のみならず、「放棄区域」全体に管轄権を付与した。また同年 10 月 11 日の「休閑地耕作および未利用水源の使用のための緊急規定 (Emergency

Regulations for the Cultivation of Fallow Land and the Use of Unexploited Water Sources) 」は、イスラエル政府に対して、難民の土地を政府が耕作し、その収穫物を徴発する権限を付与した (23)

さらに同年 12 月 2 日には、「緊急規定 (不在者財産) (Emergency Regulations (Absentee's Property)) 」によって、「放棄された財産」に替わり、「不在者財産」というカテゴリーが造られた。それによって、難民ばかりでなく、「国連分割決議の可決された 1947 年 11 月 29 日以降にアラブ諸国の市民権をもっていたり、アラブ諸国あるいはアラブ側のパレスチナに滞在していたり、イスラエル占領地であっても本来の居住地を離れていた」人々と定義された「不在者」の全財産が、イスラエル政府によって管財人 (Custodian) の手に渡されることになった。管財人は、これらの財産を売ることが禁じられていたが、その使用から得た資金を記帳することが義務づけられた。この法が、1947 年のインド・パキスタン分離の際の宗教による住民交換にかかわる法を基礎として造られたという指摘は興味深い。(24)

しかし、1950 年 3 月 14 日の「不在者財産法 (Absentees' Property Law) 」によって、「不在者」の定義は若干狭められたものの、管財人には、寄託された財産を「開発局 (Development Authority) 」に売却する権利が付与された。しかも、その開発局が発足したのは、同年 7 月の開発局法 (Development Authority (Transfer of Property) Law) ができてからのことであった。1953 年 2 月と 9 月には、この法によって、大量の土地が開発局によって管理人から購入されたという。もっとも、この法にさえ違反する形で、1949 年 1 月、さらに 1950 年 10 月に、難民となったパレスチナ人の大量の土地が、イスラエル政府からユダヤ民族基金 (JNF: Jewish National Fund) に売却された。こうして、1950 年代半ばまでには、難民の土地は、ほとんどが、政府か、JNF の所有地とされてしまった。JNF は世界シオニスト機構が 1901 年に設立した入植民受け入れのための基金であり、1954 年までには、イスラエルのユダヤ人の三分の一が、難民からこうやって接収された土地にすむようになっていた (Fischbach 2006:15) 。

イスラエル政府は、360~429 の村の建物をほとんど破壊し、農地を改変し、家具などの動産を売り払った。イスラエル政府は、難民の財産の一部については、補償金を払う準備があると言明していたが、土地はすでに国家と JNF のものだと言明した。1960 年には、イスラエル地管理局 (Israel Lands Administration) が設置され、これらの難民の土地は、「イスラエル地」と呼ばれるようになった (Fischbach 2006:15-16) 。

国連は、1948 年 12 月 11 日という早い時期に、このようなイスラエル政府の難民財産の接収に対して、難民の帰還のための財産の返還と財産損失への補償

を決議した。そこには、「帰還を望まない難民のための補償」というくだりもあり、この点は、金をやって追い出すというイスラエル政府の態度とともに、帰還権との関連で問題となった。さらに、難民帰還を支援するための組織として、UNCCP (United Nations Conciliation Commission for Palestine) の設置も決められた。UNCCP は、フランス、トルコ、アメリカの代表と、国連の職員で構成され、1949 年から活動を開始した。1951 年 8 月に発表されたパレスチナ難民の損失推計、および、1952～64 年に行われたイスラエルにおけるパレスチナ・アラブ難民の財産推計は、今日に至るまで、この問題に関するもっとも詳細な調査となっている (Fischbach 2006:16-18)。

このような経緯から明らかなように、難民の帰還と財産返還および補償問題は、国際社会によって十分に記録・調査され、難民の権利を保障する国際法の原則を適用しようとする試みは繰り返し行われてきた。この問題に関する最近のもっとも詳細な研究である Fischbach 2006 は、「なぜ 60 年間もの長きにわたって、補償も財産返還もなかったのか？」という問いを立て、イスラエルおよびアラブ諸国、そしてアメリカと国連による和平交渉失敗の歴史を振り返り、一か八かの国益優先の態度の問題点を指摘したうえで、当事者である難民を組み込んだうえでの、オスロ型の「ひとかけらずつの平和 (piecemeal peace)」の積み重ねを提言している (Fischbach 2006:68, 120-22)。

<パレスチナ・アラブ「民族」を超える諸部族？>

暴力的解決に傾くイスラエルとユダヤ・ナショナリズムの問題とその克服の展望はすでに前節で指摘したので、ここでは、パレスチナ難民の側の問題について検討しておこう。

1948 年のパレスチナ難民のうち、土地所有者は、半分にもみたなかったとされている。すなわち、75 万人と推定されるその半分以上は、土地なし農民あるいは、借家住まいの都市民であったということになる (Fischbach 2006:49)。

したがって、財産所有者のみに、その財産に応じた返還や、補償がなされたとしても、半分以上の難民は、その受益者になれないということになる。さらに、イスラーム法によって元の所有者からは三世代めの子孫が均分相続することになれば、返還されたとしてもおよそ経営として成り立たない可能性も高いという。(26)

そこで、財産返還や補償が、少数の土地所有者のみを対象としたものにならないように、すでに 1948 年から、財産に基づかない補償、すなわち、「道徳的補償」、あるいは、生活の侵害と苦痛に対する補償をすべき、という議論がされていたという (Fischbach 2006:49-50)。筆者は、そのような補償を前提としたうえで、さらに、村落や都市コミュニティの共有地の返還問題を核として、

難民たちが、ゆかりの自然遺産の相続集団として、筆者の言う意味での「新しい部族」を立ち上げるという課題を提起したい。それは、地域的な差異も大きく複雑なパレスチナにおける人類学者の言う部族 (tribe) や、当事者たちが言う部族 (qabil, sha'ir) とは異なることのほうが多いと考えられる。(27)

PLO とハマースとの対立は、難民よりはむしろ占領地住民の間で深刻なようだが、パレスチナにおける市民社会の展望は、むしろそのような新部族主義的な意味での新しい部族の結成による公共圏の形成とネットワークづくりによって展望できるのではあるまいか。(28)

IV 展望

<諸国民 (ネーション) の罪のバランスシート>

本稿を脱稿する時点で、本稿冒頭執筆時に筆者を震撼させた危惧が現実のものとなってしまった。2008 年末から 2009 年 1 月にかけて、イスラエル軍が包囲していたガザ地区への総攻撃を開始し、それは、ユダヤ人の軍隊によるガザ地区のアラブ系住民へのポグロム、というよりもホロコースト (ショア) といった様相を呈した。このような暴力をなぜ止めることができないのか？ 正義が回復する非暴力のパレスチナはどのようにして実現できるのか？ 以下、本稿の考察からの展望を述べたい。

一見複雑なパレスチナ問題は、次の四つの 20 世紀以来の史上有数の住民抹殺すなわち「人道に対する罪」が絡み合ったものとして整理することができる。すなわち、①ホロコースト、②ナクバ、③ナクバの継続、④中東諸国からのユダヤ系コミュニティ追放、という四つの国際法上の犯罪行為がそれである。

- ① ホロコースト=ヨーロッパからのユダヤ系コミュニティの絶滅あるいは暴力的な追放：被害者は、ヨーロッパのユダヤ系の人々のコミュニティ。加害者はナチスおよびナチス支配下のドイツ政府であった。当時、ナチスのそのような政策に協力したヨーロッパ諸国の政府や企業やキリスト教会などの諸団体も、消極的な共犯者として、加害性を免れることはできない。ユダヤ人絶滅政策以前の迫害段階で、ナチスに抗議するために展開された国際的なボイコット運動に同調せず、ナチスに資金を流すことによってボイコット運動に打撃を与えつつ、パレスチナ移民を推進したシオニスト組織も同様である。(29) 最大直接の加害者ナチスとドイツ政府は、敗戦後の国際裁判によって不十分ながら裁かれ、戦後のドイツ政府も賠償や部分的な金銭的補償を行った。ヨーロッパ諸国の政府や企業などの協力行

為については、ようやく最近になって謝罪と金銭的補償が行われ始めたばかりである。被害者であるヨーロッパのユダヤ系コミュニティの生存者やその子孫に対する帰還権の保障と、墓地やシナゴグなどの共有地的な「ゆかりの自然遺産」の返還は、いまだに不十分にしか実現されていない。シオニスト組織は、パレスチナ移民推進のためにナチスと協力したことを謝罪し、被害者への補償を行うどころか、イスラエルへの移住を拒否してドイツに帰還した被害者を非難した。(30)

- ② ナクバ＝パレスチナの一部からのアラブ系コミュニティの絶滅あるいは暴力的な追放：被害者は、パレスチナのアラブ系コミュニティ。直接の加害者は、イスラエル国家成立以前から暴力的追放政策を実行したシオニスト武装組織と、独立宣言後のイスラエル政府であった。だが、国際連盟からパレスチナの委任統治責任を引き受けたイギリス政府、さらにイスラエル国家樹立を決議しながら、同時に発生したこのような加害行為を阻止できず、加害者の処罰と正義回復を実現できないでいる国連の、この加害行為に対する責任は免れ得ない。もとより国連は、UNRWA や UNCCP の設置によって、難民救援活動と難民の帰還・補償交渉を行い、その責任を部分的に果たしてはいる。だが、いまだに真相解明、謝罪、処罰、補償は一切なく、帰還権の保障も、コミュニティゆかりの自然遺産の返還も実現されていない。そればかりか、国連で主導的役割を担う常任理事国のアメリカ政府は、一貫して加害責任を否定するイスラエル政府を外交的、経済的、軍事的に支援してきた。
- ③ ナクバの継続＝パレスチナ全域からのアラブ系コミュニティの暴力的追放あるいは奴隷化：被害者は、軍事占領された西岸とガザ地区をも含むパレスチナ全域におよぶアラブ系コミュニティ。直接の加害者は、イスラエル政府およびシオニスト組織。イスラエル領内でも占領地でも、アラブ系住民に対する軍事的理由からの立ち退き・土地接収が強行され、シオニスト組織による入植地拡大、「オスロ合意」以後は隔離壁建設を伴う土地接収が、一貫して継続されてきた。レバノンや西岸地区やガザでは、ナクバによって追放され、抵抗運動を続ける難民キャンプのパレスチナ人コミュニティへの虐殺も行われた。国連は、このような加害行為の継続に対して、実効ある制裁を行えず、アメリカ政府は、加害者側のイスラエル政府を一貫して支援し続けた。被害者であるパレスチナのアラブ系コミュニティに関する正義回復は一切進んでいない。

- ④ 中東諸国からのユダヤ系コミュニティの暴力的な追放：被害者は、中東諸国のユダヤ系コミュニティ。直接の加害者は、追放政策を実行した中東諸国政府である。だが、シオニスト組織とイスラエル政府は、むしろこれを契機としてイスラエルへの移住を推進した。加害者である中東諸国政府に対する処罰や、真相解明、謝罪、補償などは一切なく、被害者である中東諸国のユダヤ系コミュニティの帰還や、ゆかりの自然遺産の返還、補償などもほとんど進んでいない。アメリカ軍のイラク侵攻によるユダヤ系コミュニティの追放と資産接収に関する資料の公開と、リビア政府の政策転換による同様の資料公開によって、ようやくそれらの国で真相解明が始まったところである。(31)

以上の①～④を、バランスシート(貸借対照表)のように連結決算して整理すれば、次のようになる。

- A. 直接の加害者：かつてのナチスおよびドイツ政府(①の場合)。シオニスト武装組織およびイスラエル政府(②③の場合)。中東諸国政府。(④の場合)
- B. 加害性を持つ協力者：かつてナチス支配下のドイツに協力したヨーロッパ諸国の政府や企業、団体、シオニスト組織。(①の場合)アメリカ政府(②③の場合)。イスラエル政府とシオニスト組織(④の場合)。
- C. 加害行為を防止できなかった責任を負う者：国際連盟、イギリス政府(②の場合)、国連(②③④の場合)。
- D. 被害者：ヨーロッパのユダヤ系コミュニティ(①の場合)。パレスチナのアラブ系コミュニティ(②③の場合)。中東諸国のユダヤ系コミュニティ(④の場合)。

以上のA～Dから、多くのことが明確になる。

第一に、事実上の加害者同盟の存在である。すなわち、ドイツ、イスラエル、中東の諸国政府は、それぞれが加害の罪を背負うために、互いの罪をかばいあう関係にある。あるいは、すくなくとも正義回復(リドレス)を積極的に推進する動因を欠くと言わざるをえない。もつとも、ドイツ政府は、この中では、第二次大戦での敗戦に続く「過去の克服」および「ホロコースト正義」によって、いわば、否応なくホロコーストに関わる正義回復を進めてこざるをえなかったという歴史を持つのであるが。

第二に、被害者間の分断と敵対である。パレスチナのアラブ系コミュニティとイスラエルに移住したヨーロッパと中東のユダヤ系コミュニティは、先住民

と植民者として敵対させられている。だが、植民者となったユダヤ系コミュニティも、その基本的性格は暴力的追放の被害者にほかならない。中東のユダヤ系コミュニティは、その多くがアラブ系ユダヤ教徒（Arab Jews）であり、ナショナリズム的な中東諸国政府の独裁的な追放政策の犠牲者である点で、やはり中東諸国政府の独裁的政策によって翻弄されてきたパレスチナ難民と同様であるという側面を持つ。いうまでもなく、イスラエルのエリート層は、ヨーロッパから移住してきたユダヤ系コミュニティ（アシュケナジーム）からなっており、中東からのユダヤ系コミュニティ（ミズラヒーム）は相対的に下位階層を形成している。

第三に、協力者と傍観者の強大さである。そこには、欧米諸国政府によってリードされる国連、欧米の企業、団体、そしてシオニスト組織がある。

第四に、加害の側（A～C）に、国民国家、民族主義（ネイションとナショナリズム）、利益団体があり、被害の側には、住民のコミュニティがある。パレスチナ問題の被害者とは、ヨーロッパ諸国のナショナリズムとユダヤ・ナショナリズムの中核にあるシオニズム、そして、アラブ・ナショナリズムに基づくネイション・ステイト（国民国家）形成によって、ヨーロッパと中東から排除された、「部族」的な住民コミュニティにほかならない。

<諸ネイション連合としての国連が行うべき「部族」会議>

だが、このような被害者であるヨーロッパと中東のユダヤ系とアラブ系の「部族」（住民コミュニティ）は、方法論的ナショナリズムを支えとする国民国家中心の世界秩序に対して、正義回復を迫ることができるだろうか。

ここで、注目されるのは、例外なく国民国家の同化政策の脅威にさらされてきた先住民諸共同体が、団結したネイション（ユナイテッド・ネイションズ）である国連を通じて、自分たちの権利を認めさせようとしてきた先住民の権利運動であろう。2007年の先住民の権利宣言は、この点で大きな前進であった。ヨーロッパと中東から排除されたユダヤとアラブの住民コミュニティは、このような先住民の運動に加わって、ネイションの加害性を追求していく必要があるだろう。（32）

そして、二度の世界大戦への反省から生まれた国連は、第二次大戦による不正義の回復がいまだに行われないうまま、パレスチナ問題が生み出されて今日に至っていることを深刻に受け止め、一步踏み出すべきであろう。すなわち、二民族二国家か、二民族一国家か、といった近代民族国家を当然視する枠組みではなく、小規模の地域住民のコミュニティ（筆者の言う新しい部族！）レベルでの暴力的追放に関する正義回復を議論する場（新しい部族の会議）を設定すべきである。

とはいえ、そのための基盤を確固としたものとするには、国連に加盟する各国政府の諸国民が、ネイション形成以前にさかのぼる複数の自らのルーツにかかわる記憶を取り戻し、複数帰属によって作り出す新しい部族の公共圏のネットワークを通じて、政府を動かすようになる必要があるだろう。こうして、ナショナルな政府が、事実上の部族連合へと転換し始めたとき、ネイションという「想像の共同体」結成以来の罪が、諸ネイション連合としての国連によって明らかにされて世界的な正義回復が前進し、暴力のない世界を展望することが可能となるように思われる。

国連の歴史的使命は、このような深部の動きと並行して、パレスチナをはじめとして、紛争解決のための新しい部族会議を次々と開催していくことによって、ネイションの罪を明確にしてその償いの道を示し、ネイションを乗り越える新しい部族のネットワークによる非暴力の世界秩序を創り出していくことではないだろうか。(33)

本稿で見たように、ユダヤ系の人々の間で、ユダヤ・ナショナリズムとその中核にあるシオニズムを、この方向で乗り越えようとする動きはすでに始まっている。

2009年1月のガザの事態は、アラブ系の人々に対しても、PLOが目指す民族国家でもなく、ハマースが目指すイスラーム国家でもなく、本稿が示すような新しい部族=住民コミュニティのネットワークによる正義回復の方向への検討を迫るのではなかろうか。

日本政府は、国連を通じて、あるいはODAを通じて、何よりもこのような方向での正義回復のために力を尽くすべきであろう。(34)

そして日本に住む人々は、各自の住民コミュニティ(部族)への出自をたどって、自分につながる複合的なアイデンティティを構築しつつ、アジアや日本列島内部での先住民に対する日本というネイションの罪に関する正義回復を追求すべきであろう。

注

(1) ようやく最近になって、これまでのタブーをやぶるような「イスラエル・ロビー」批判が、ハーバード大学のいわゆるリアリスト的潮流の国際関係論研究者によって、紆余曲折の末ではあるが、公刊される状況が生まれている。メディアをも含むイスラエル・ロビーの活動を詳細に描いた、Mearsheimer & Walt 2007=2007を参照。同書の元となった論文は、2002年以來の*Atlantic Monthly*誌編集部への要請に答えて2005年1月に脱稿されたが、編集部によって、掲載拒否され、アメリカでの出版が困難になっていたが、イギリスの*London Review of*

Books 誌に簡約版が掲載されたのがようやく 2006 年 3 月だという (Mearsheimer & Walt 2007=2007:1-3)。このようなタブー状況は、日本のアメリカ研究者にも影響を与えていたようであるが、同論文に触発されて、アメリカ政治におけるエスニックなバックグラウンドという視点から、イスラエル・ロビーの実態を描こうとする、佐藤 2006 も現れた。なお、Mearsheimer & Walt 2007=2007:336-337 では、フィンケルスタインに対する出版妨害についても言及されている。もっとも、アメリカのユダヤ人組織は、ソ連からの移民問題をめぐってイスラエルと対立し、自立性を強めていたとも言われている。すなわち、1967 年以降、占領地の拡大によって、ユダヤ系住民の移住を渴望するようになったイスラエル政府は、ソ連在住のユダヤ系住民がもっぱらイスラエルに移住するように求める政策をとり、アメリカ政府もそれを支持していた。だが、ソ連在住のユダヤ人は、ほとんどがイスラエルではなく、アメリカへの移住を求めている。そして、アメリカのユダヤ人諸組織は、そのような希望を重視して、「選択の自由」というアメリカ的な価値観を貫こうとした。こうして、1970 年代には、アメリカのユダヤ人諸組織は、イスラエル政府との間で、ソ連からの移民政策をめぐって、激しく対立するようになった。こうして 1989 年には、ついにアメリカ政府は、モスクワで直接にユダヤ系移民の受け入れ手続きを開始した。Lazin 2005 を参照。

(2) マックス・ウェーバーは、ユダヤ教のこのような血縁的性格を、インドのカースト制度と比較しながら論じている。Weber 1920=1962、とりわけ冒頭の問題提起を参照。筆者は、Dumont 1980=2001 の検討とあわせて、新部族主義の立場からカースト論を整理してみたいと考えているが、今後の課題としたい。最近のユダヤ学、キリスト教神学の成果を踏まえた上村 2008 も、部族ごとにことなる神々の存在とその神々の戦いを認めるユダヤ諸部族の時代から、部族連合による統一王国の形成とパラレルに進行する唯一神ヤハウェ信仰の形成をもって、民族宗教としてのユダヤ教の形成ととらえている (第 I 部)。このような古代史における「ユダヤ・ナショナリズム」については、古代史学の立場から Goodblatt 2006 が、Smith 1986=1999 などの社会学的ナショナリズム論を整理しつつ Mendels 1992 の古代ユダヤ・ナショナリズムの「勃興と没落」論、Schwartz 2001 の「勃興と没落と再興」論を批判し、ナショナリズムの変容論を唱えている。現代イスラエル政治論の立場からユダヤ教 (ユダイズム) とナショナリズムと「イスラエルの地」の関係を整理しようとした Sicker 1992 も、ユダヤ・ナショナリズムを 3 千年前からのものとしている。だが、近代ナショナリズムの研究者で東欧史専門家のシートン・ワトソンは、1980 年代半ばのユダヤ人とイスラエルとについて次のように言っている。「ユダヤ人は世界に広がる宗教的共同体ではあるが、ひとつのネイションではない。イスラエルとい

う主権国家の中に、イスラエル民族というひとつのネイションと、マイノリティとなっているもうひとつ別のネイションがあるということは、疑う余地はない。」(Seton-Watson 1986:28)最後の「もうひとつ別のネイション」とは、パレスチナ・アラブ人のことを指している。近代西欧のナショナリズムと、ユダヤ的伝統との出会いからユダヤ・ナショナリズムが生まれ、シオニズムへと発展していく流れについては多くの研究があるが、Mosse 1993のようなエッセイ、さらにマルクス主義とユダヤ人問題との関連の流れからとらえる、Traverso 1990=2000などが興味深い。最近のイスラエルの社会学者による古代のユダヤ人アイデンティティからシオニズム、ポスト・シオニズムまでの手際のよい整理としては、Ben-Rafael & Peres(eds.)2005:27-52を参照。アメリカの改革派ユダヤ教徒は、ユダヤ人をネイションと見ることに反対し、したがって、ユダヤ・ナショナリズム、さらにシオニズムにも反対し、ユダヤ教の普遍宗教性と説いていた。しかし、最近になって、イスラエルが「完全なユダヤ的生活」に最適だとして、シオニズムに接近する動きが顕著になりつつあるという。Brownfeld 2008参照。

(3) 非シオニズムのユダヤ・ナショナリズムとして、ディアスポラでの民族的権利を要求する後期のビルンバウムらのイッディッシュ・ナショナリズムがある(大津留2006)。シオニズムとユダヤ・ナショナリズムの問題点については、膨大な研究がある。筆者も、パレスチナ政治・社会経済史という視点から取り組んできたが、国際的な研究のめまぐるしい進展に目を奪われ、いまだに統一的でオリジナルな視点から一書をまとめるに至っていない。岡野内1988a, 1988b, 1988c, 1990, 1991, 1997, 2008aを参照。最近の日本での研究では、一次資料に基づく歴史研究として森2003、イギリス側からの経緯を追った度会2007、シオニズムをめぐる思想史的研究として早尾2008が注目に値する。興味深いことに、最近になって、シオニズムやユダヤ・ナショナリズムと同様のケースを世界の諸民族の中に探そうとする試みが相次いでいる。Berdichevsky 2007は、中国、ギリシャ、アルメニア、ハンガリーを挙げて、そのネイションのあり方、世界への離散、ジェノサイド、脱出、分割、帰還について概観し、イスラエルと比較している。また、Yakobson 2008は、宗教とネイションおよび国家との結びつきの強い例として、ギリシャ、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、ポーランド、ブルガリア、アルメニア、グルジア、チベット、イタリア、そして、イスラエルを挙げて比較し、さらに、ディアスポラの例として、ギリシャ、アルメニア、ポーランド、ハンガリー、ドイツ、スロベニア、スロバキア、アルバニア、フィンランド、韓国、中国、インドを挙げて、イスラエルと比較している。

(4) もっとも、領土的ナショナリズムをユダヤ民族形成以前にさかのぼって設定することにより、20世紀のイスラエルのみならず、古代のユダヤ王国形成期の暴力をも否定し、今は「ユダヤ人」「アラブ人」として対立しているが、いずれも同じ「カナーンの地」に住んでいた人々の末裔にすぎないとして、現代イスラエルのユダヤ人と周辺地域を含むアラブ人との連帯と統一を構想するカナーン主義 (Canaanism, Canaanites Movement) という考え方もある。1940年代にヤボティンスキーの拡張主義的な修正シオニズムを逆転させることによって詩人ヨナタン・ラトシュ (Yonatan Ratosh) らが唱えたこの考え方は、1950年代になってイスラエルで復活し、現在でも少数ではあるが支持者を持つ。さしあたり、Ben-Rafael & Peres 2005:34-36、また Wikipedia 英語版の Yonatan Ratosh, Canaanites の項目は、リンクを含み役立つ。またエヴロン (Boaz Evron) を中心とする現代のカナーン主義の著作のサイト

(http://www.geocities.com/alabasters_archive/canaanism_solutions_problems.html : 2008年11月2日取得) を参照。

(5) 実際、フィンケルスタインは、「二重のゆすり」論が展開された『ホロコースト産業』第3章に関して、「反ユダヤ主義 (Anti-Semitism) の炎を掻きたてている」と非難された (Finkelstein 2003=2004:12=xvii)。天皇制軍国主義体制下の日本での「非国民」というレッテル貼りと似た響きが、この「反ユダヤ主義」という非難にはある。フィンケルスタインは、2005年には、『フツパを超えて一反ユダヤ主義の悪用と歴史の冒瀆』 (Finkelstein 2008=2007) の初版を出版して、「反ユダヤ主義」ということばのイスラエル擁護論者による誤用を批判している。なお、2007年10月にオックスフォードで企画された19世紀以来の伝統ある討論会で、フィンケルスタインとダーショウィッツを含むパネリストが招聘されたが、フィンケルスタインを「反ユダヤ的頑固者 (an anti-Semitic bigot)」と非難するダーショウィッツからの抗議活動によって、直前にフィンケルスタインへの招聘が取り消されたいきさつについて、Shlaim 2008 参照。これに関連して、Bazyler 2003 : 289-90 は、あるシンポジウムでフィンケルスタインがパネリストでないのに発言し、ついにガードマンからつまみだされた事件を記述して、フィンケルスタインの粗暴さを印象付けようとしているかに見えるが、上述の文脈から見れば、むしろユダヤ人の名誉のために、ホロコースト正義への異論者として公共圏での発言を確保しようとする果敢なユダヤ主義的非暴力活動として見えてくる。

(6) 前節で引用した母のことば (Finkelstein 2003=2004:7=20) のほか、「ペーパーバック第一版へのまえがき」では、彼に対する非難者のやり口を批判しつつ、次のように、ユダヤ的伝統に根ざす倫理観を表明している。

他人の本の調査結果を罵倒しながらそれを流用しても、少しも恥ずかしいことではないのだろう。私は、…[中略]…亡母から教わった金言を思い出した。「厚顔無恥（フツパ）という言葉がユダヤ人から生まれたのは偶然ではないのよ。」そしてこれとはまったく逆に、押しも押されもせぬナチ・ホロコースト研究の第一人者であるラウル・ヒルバーグが、『ホロコースト産業』をめぐる議論のなかで繰り返し、公然と私の考えを支持してくれたことは、望外の幸運だった。立派な人（メンシュ）という言葉がユダヤ人から生まれたことも、きっと偶然ではなかったのだろう。（Finkelstein 2003=2004:xviii=12-13）

ついでながら、Hilberg 1997=1997 の著者が、フィンケルスタインのホロコースト産業論を支持したことは重要である。それは、早い時期にナチス支配下の「ユダヤ人評議会」の対ナチ協力という問題提起を同書の初版でしたヒルバーグの視点が、アイヒマン裁判を扱った Arendt 1965=1969 におけるアレントのイスラエル批判、そして映画「スペシャリスト」を撮ったブローマンらのイスラエル批判（Brauman & Shivan 1999=2000:68-70）に連なり、より一般的に近代社会の行政システムの一員となって機能してしまうことの危険と道徳的責任という問題を提起しているからである。ヒルバーグのホロコースト研究が困難の中で行われたことについて、Hilberg 1996=1998 参照。

（7）ここでの血への欲望については、人類学からは、Fox 1993=2000 が、母と子の絆が、それを断ち切って支配の論理を貫こうとする国家と激しい闘いを展開しているという見地からの歴史の書き換えを要求する野心的な議論を展開している。さらに、このような議論からただちに連想されるのは、フロイトに始まる精神分析と、そのラカンらによる発展であろうが、血と土への欲望という視点からの精神分析の議論の批判的検討は、ジジェクのナショナリズム論の批判的検討とあわせて、今後の課題としたい。本稿との関連で、この方向の重要性を示すのが、ホロコースト否定論などの歴史修正主義に対する実証主義的アプローチでの批判が、大衆的には「本当のことなんてわからない」という反応を生んでしまうという問題点を指摘し、精神分析的なアプローチによれば、次のような「推測」を提示することが可能だ、という議論である。

「ホロコースト」は、暗黙のうちに古代のユダヤ共同体をモデルとしてドイツ民族のアイデンティティを立ち上げようとする試みだった。そこには古代の選民思想と近代の優生思想とを結びつけるロマン主義的な隠喩がはたらいていた。この隠喩に基づいて、嫉妬の対象である「原父」の位置に、「人種としてのユダヤ人」という表象を置いて行われたのが「ホロコースト」だっ

た、と。このような推測がどこまで当てはまるかはわからない。だが、加害者側に同一化する歴史修正主義者たちにとって「ホロコースト」が「挫折した原父殺し」というトラウマ的「原因」としてはたらいっていると解釈することは、それほど的外れではないだろう。(新宮・立木編 2005:162-163)

筆者は、実証主義的な議論の重要性を否定するものではないが、ホロコーストのみならず、大日本帝国の残虐行為に関する歴史修正主義をめぐる論争の大衆的な受容のされ方を見る限り、「加害者側に同一化する歴史修正主義者たち」の病理性を解明する議論が決定的に不足しているように思われる。「患者は自分の願いや感情を自覚しておらず、自分の体験について幻想にとらわれているので、分析的な対話のなかで論及を通じて、自己表示の言葉に誤りがあることに気づいていないのだということを、患者に分からせるように仕向けねばならない」(Habermas 1981=1985:70)とされる治療的な対話あるいは批判が、すなわち論争自体が「癒し」となるような論争が、事実を解明する認知的な論争とならんで必要であり、精神分析の議論の検討は、その方向を目指す上で不可避であろう。

(8) 社会学の自己論の視点から、アルヴァックスやノラの集合的記憶論や、ラッシュのナルシシズム論などを検討し、「共同体的自己から状況的自己へ」、「集合的過去の縮小と物語の私化」といった状況を指摘する片桐 2003 の問題は、新しいナショナリズムにすくいとられることなく、ここでいう血と土への欲望を歴史的な正義回復と結び付ける語りの場を構想することによって、解決できるように思われる。なお、家と家系について、歴史学研究会 2002、さらに、村レベルでの「由緒」について、『歴史学研究』誌の第 847, 848 号(2008 年 11, 12 月)に、「『由緒』の比較史—出自をめぐる共同体の歴史実践—」と題する特集があつて、日本のみならず、中国、ハンガリー、南米先住民、オスマン帝国、フランス農村、アメリカ先住民の事例を収録して、「成員の抽象化・均質化を前提とする『想像の共同体』に対して、現今の既得権を保持し変化に抗するといった方向性」や、「ローカルな共同体や中間団体が自らの正当性や特権を主張し、あるいは他者との差異の根拠を過去に求める歴史実践は、日本に限らず、前近代社会において普遍的に見られたと考えられる。」(前掲誌特集号 1 ページ、編集委員会による序言より)という問題関心を示している。また、日本での同郷者集団の研究動向については、たとえば、山口 2008 参照。

(9) 早い時期に血と土への欲望とシオニストのキブツ運動との関連に注目した大岩川 1983 は、とりわけその第 7 章「イデオロギーとしてのユダヤ人入植村—シオニズム運動展開の一側面—」(初出は、1974 年の『思想』603:93-111 に掲載の同名論文)において、「<土地>への結合手段としての村落」、「<

血>の基盤としての村落」、「<土地>と<血>の相克」という構成で、シオニズム運動の展開を整理しているが、ナショナリズム論一般を論じたものではない。Smith 1986=1999 は、ネイションやナショナリズムの永続性を強調する見地から、「血統神話」や「場所への愛着」として、事実上この論点を出している。

なお、キブツ運動は、血と土への欲望を排他的・植民地主義的に満たそうとするものであるが、ドイツのホロコースト賠償金を用いた経済発展によってそのような欲望の凝集性が掘り崩され、運動の基礎が危うくなった事態について次のような証言がある。

理念と経済の間で起こったつい最近の対立は、ドイツの賠償金の使い方についてです。一九五〇年代、このお金が最初に入ってきたとき、これはメンバーの意向で、キブツの一般会計、とくに経済発展や生活水準をあげるために使われました。当時は一時的な措置にすぎないと考えられたのですが、実は五〇年代初期のこの歳入が、後のキブツの節約経済から安定経済に移行する際の、主な要因の一つとなったことは確かでした。今になって、キブツの人達は素朴な問いかけをしているのです。果たして自分達は本当に豊かなのだろうか？ 経済発展にストップをかけてみる時期になったのではないかと。結果として、キブツの中心的運営活動をしているメンバー数人は、ドイツから入ってくるお金を一般会計に回すのではなく、ホロコーストの記録を永久保存するなどの文化的活動にだけ活用することを提案しました。もう一人の年配メンバーもこの提案に賛成して、こうしたお金の文化的な使い方に反対するのは、マコム初期のどん底の貧しさや苦勞が身に浸みている人達のこだわりだと指摘しました。貧しさの記憶が、マコム安定経済への並々ならぬ努力の裏付けになっているわけで、これは現在のキブツを支配している「物質主義」の根底にあるものなのです。(Lieblich 1981=1993:354)

文中のマコムとは、ガリラヤ地方南部にあるキブツの名前であるが、日本語版への序文によれば、本当の名前は「ベイト・ハシタ」とされている(Lieblich 1981=1993:2)。シオニズム植民運動は、ロスチャイルドらによる一九世紀末の発足以来、その理念の平等主義的な(ユダヤ人の中だけの排他的なものではあったが)崇高さとは裏腹に、実際の移民たちは、ヨーロッパの貧民たちであり、ナショナリズムの理念よりはむしろ経済的な理由による移民であった。このような「貧しさの記憶」にこだわる経済派の人々に対置された理念派の「ホロコーストの記憶」は、筆者の視点からは、それがヨーロッパを追い出されてパレ

スチナに來たという暴力の歴史に対する正義回復を要求するものとならないかぎり、もはや、経済的動機を越えて人々を動かす理念とはなりえないであろう。現在では、キブツはさらに減少し、エコロジカルな共生という価値を模索していることについて、岡野内 2008a を参照されたい。なおイスラエルの心理学者による聞き取り調査である Lieblich 1981=1993:62-66, 70-71 には、一九四〇年代、さらには一九六〇年代に至るまでの近隣のアラブ系先住民とキブツ住民との豊かな関係に関する証言も含まれており、きわめて興味深い。付言すれば、訳本冒頭の「訳者解説」も巻末の「訳者のひとこと」も、キブツの平等主義的な理念への言及のみに終始している。このようなアラブ系住民との関係、換言すればパレスチナ問題についての言及がないのは、多面的な現実をリアルにとらえようとする点で魅力的な原書についての誤解を招きかねない。貴重な訳業であるだけに、まことに残念と言わざるをえない。

(10) たとえば上村 2008 は、キリスト教を「普遍主義」「個人主義」と規定する議論を批判し、キリスト教はむしろ「セクト主義」だと断ずるくんだり、次のように興味深い指摘をしている。

ユダヤ教は、選民としての諸民族に対する使命を果たすこと—契約遵守—が選民の選民たる由縁なのであるから、異邦人に対する組織的かつ積極的な改宗運動は行わなかった。それは、民族神を世界の神とすることに必然的に伴う民族主義的覇権主義思考を抑制する態度でもある。それゆえにユダヤ教は<民族宗教>であり続けるのである。ところが、ユダヤ教の一セクトとして始まったキリスト教は、そのセクト体質—宇宙大の終末論的救済をセクトメンバーに限定するセクト主義的覇権主義体質—を抱えたまま「民族」という枠をはずしたがゆえに、「すべての人」の救済を現実の実践課題として、改宗を目的とした宣教活動を組織的かつ積極的に、後には武力を手段として行っていくことになる。(上村 2008:308-9)

血と土への欲望の無視あるいは圧殺は、思わざる結果として、「セクト主義」と排外的暴力を生み出すといえるかも知れない。

(11) ユダヤ人問題への取り組みから出発したカール・マルクスが、コスモポリタンだという批判は、多くある。だが、晩年のマルクスが、ロシアのナロードニキとの交流を通じて、共同体の問題と格闘したことと、民族問題との関連は、さまざまに議論されてはきたが、必ずしも明確に整理されてはいないと思う。筆者は、この晩年のマルクスの問題意識をさらに発展させて、民族問題一般の解決と結びつける視点として、新部族主義を提唱できると考える。それは、マルクスの出発点に立ち戻れば、ユダヤ人問題の新部族主義的解決方向という

ことになる。つまり、万国のプロレタリアート解放という具体的なイメージは、マルクス個人に即して言えば、マルクスが生まれ育ったドイツの小都市とその地縁的な関係、そして、ユダヤ教徒の伝統との血縁によるつながりが尊重されるようなコミュニズムとして構想されうるのではないだろうか。それは、マルクスがほとんど語らなかった問題、人間にとっての血と土への欲望の回路（血縁と地縁への欲望といってもいい）を開いた未来社会を展望するということになる。それは同時に、そのような未来社会を実現するための社会運動と政治運動の組織論についても同様である。

ユダヤ人問題とマルクス、のみならず、ホロコーストまでのヨーロッパのマルクス主義的理論家のユダヤ人問題把握については、Traverso 1990=2000 がもっとも優れた概観を提供してくれる。「ユダヤ人マルクス」と銘打った Wolfson 1982=1987 には、先行研究について言及がない。同書については、Traverso 1990=2000:38-41 が、丁寧で適切な批判をしている。すなわち、同書は、ベルナール・ラザールの 1894 年の著作あたりから始まり、カール・レーヴィットの 1949 年の著作を代表とし、アーノルド・トインビー、ニコラス・ベルジャーエフ、フランツ・ボルケナウ、マルティン・ブーバーなどの著作にも登場する、ユダヤ教のメシア信仰という視点からマルクス思想を理解しようとする潮流の「最後の代表」であるが、それは、「人間疎外の表現」として宗教をとらえるマルクスの宗教批判を「完全に歪める」ものだ、と。

(12) ユダヤ教の成立からディアスポラにいたって、非暴力的な伝統が確立したという Boyarin 兄弟の議論は、たとえば、Rad 1969=2006 とりわけ、その訳本の巻末にある訳者解説「古代イスラエルにおける『聖戦』思想をめぐる研究小史」によっても支持されるように思われる。

なお、ガンジーは、暴力を否定しつつ、土への欲望を動員するために血への欲望を否定した。それによって、血への欲望に根ざした伝統派から排撃されるとともに、土への欲望が高じて排他的となって暴力が呼び覚まされることになり、一方で、宗教的原理主義、他方で、ナショナリズムを生み出していった。ガンジーの苦闘は、それらの諸勢力を非暴力の方向で、動員することであった。ガンジーは、その苦闘の中でついに宗教的原理主義の暴力に倒れた。そしてインド分割によって、領域支配と住民交換による恐ろしい流血の事態を引き起こされることになった。ガンジーをめぐるインド独立史はこのような視点からとらえることができないだろうか。さしあたり Sarkar 1982=1993 を参照。

(13) Boyarin & Boyarin 1993 は、ディアスポラ理論の重要論文集、Brazier & Mannur (eds.) 2003 に収録されている。ただし、多岐にわたるディアスポラの議論の中で、世界秩序に関するこのような見通しが十分に展開されているようには見えない。たとえば、ディアスポラの議論を用いながら、アフリカや中東の

マイノリティなどの事例研究を収録した Kokot, et. al. (eds.) 2004、記憶とアイデンティティに焦点を置く Agnew(ed.) 2005、さらに、「ムスリム・ディアスポラ」という議論を提起し、事例研究を集めた Moghissi(ed.) 2006 を参照。

上野 1999 は、グローバル化の中で、ナショナリズムを相対化し、あえて故郷から離れざるを得ない現実を乗り越える方向を探ろうとするものであり、マクルーハン、メルッチを引きながら、再部族化、さらに、ドルーズ、ガタリ、メルッチを引きながら、ノマド（遊牧民）が論じられている。だが、筆者のいう血と土への欲望を明確に位置づけていないために、ナショナリズムに対抗する力となれるかは、疑問である。

なお、Girloy 1993=2006 は、ヨーロッパ近代の影にある奴隷制の過去と黒人文化の可能性について、ディアスポラという視点から取り組んだものだが、その最終章では、ユダヤ人のディアスポラと、ホロコースト、シオニズムについても論じている。そこでは、「侮辱と受け取られるのが必然であるような相対化の思考様式に陥る」ことなくホロコーストの「唯一性の承認」をすることが可能だとしたうえで、「合理性と民族虐殺の恐怖（テロ）との共犯性をよりよく理解する」ために、「黒人とユダヤ人との対話」の必要性を説いて、ホロコーストと植民地化の問題を接合しようとし、そのような視点を欠く議論として、Bauman 1989=2006 などを批判している（Girloy 1993=2006:413-415）。ただし、そこでは、ナクバについての言及はない。

(14) 次の箇所では、平和のために、土地への欲望の断念が主張されている。「オーストラリアの先住民アボリジニーの一人が、最近開かれたある会議で講演し、冒頭で、…会場にいたアメリカ先住民の代表者二人の名前を呼び、語りかけた。講演の大半は、ヨーロッパ人の根無し草的な態度への批判に費やされた。私[ダニエル・ボヤーリン]は、ジレンマに襲われた。というのも、もしユダヤ人が、シオニストの言うように<イスラエルの地>の先住民ならば、パレスチナ人はどこの国の先住民でもないことになり、逆にパレスチナ人がパレスチナの先住民ならば、ユダヤ人がどこの土地の先住民でもないことになってしまうからだ。私は、自ら強く感じているその<土地>との絆（これ自体は国家によって恣意的に利用されてきた）を現実化する可能性を、悲痛の思いで断念したのであるが、それは、それ以外に暴力を終わらせ、正義へと向かう道はありえないと、われわれ[ダニエル・ボヤーリンとジョナサン・ボヤーリン]が考えているからだ。しかしだからといって、われわれは根無し草の民として責められねばならないのだろうか。」（Boyarin & Boyarin 1993=2008:314=315）

だが、次のくだりでは、それが、排他的な欲望のみの断念であることが明らかにされている。「先住民性（indigenusness）の価値を無批判に認めてしまうこと（とりわけ政治的な先住民性と神秘化された発祥地性（autochthony）の混

同)は批判に晒されねばならないが、一方で、神話化されていない現実の政治的要求に基づいて自らの<土地>に対する権利を主張しているアメリカやオーストラリアの先住民やパレスチナ人の権利まで否定しようとしてはならない。他方で、仮にユダヤ人が<土地>に対するヘゲモニーを放棄すべきだとしても、それでわれわれが持つ<土地>への愛着の深み (the profundity of our attachment to the Land) まだが否定されてよいわけではない。ヘゲモニーの放棄はまた、ユダヤ人が、どの民族 (エスニック) 集団によっても支配されないパレスチナで、ユダヤ的生活を営む (to live a Jewish life) 可能性が保障されるような、現実の政治的表現をとらねばならない。」 (Boyarin & Boyarin 1993=2008:255 訳文は若干変更)

なお、ここで表明されている政治的な先住民性と神秘化された発祥地性との区別は、「パレスチナの地で、『先住権』を標榜する西欧起源の国家イスラエルがまさに長年にわたってそこに先住してきた多くの市民に対して大手を振って非人道的な暴力を行使し続けている事実を想起」(堀内 2006:18)するゆえに、「『先住民族』から距離を置く」(堀内 2006:28)という論点を踏まえた上で、現在の人々の記憶の中に生きている歴史的な暴力の問題を解決していくために一歩踏み出すために、重要である。もっとも、シオニズムが唱えるパレスチナがユダヤ民族発祥地であるという神話に対して、ユダヤ教の立場は異なっており、ボヤーリン兄弟は、次のように明確に指摘している。「聖書は、発祥地性についての物語ではなく、つねに、どこかよその場所からやってきたという物語である。デーヴィスが的確に把握したように、<他者>の土地であったものを<神の民>イスラエルに与えるという、神の約束なる概念は、<他者>から<土地>を奪ってしまったというやましい心があったことを示す。…[中略]…ユダヤ教による<土地>の語り方 (Jewish narrative of the Land) は、発祥地性に関する神話なしで、土地との絆を強調する力を持つが、シオニズムを含むユダヤ教以外の<土地>の語り方は、どこかよその場所からやってきたという記憶を抑圧してきた。」 (Boyarin & Boyarin 1993=2008:255-6 訳文は若干変更)

(15) とはいえ、ユダヤ人の多様性を無視する議論への批判は鋭い。たとえば、ディアスポラのユダヤ民族共同体の多様性を強調しながら、Deleuze & Guattari 1980=1994 での議論に登場するユダヤ人像を批判しつつ、次のように言う。「ドゥルーズとガタリは、… (リゾーム的な) 東洋に対置された (「根」的な) 西洋を総括することによって、西暦七〇年以降のユダヤ人の差異を抑圧してしまっている…。ユダヤ人はこうした二分法には決して当てはまることはないのだが、これこそがユダヤ・ディアスポラの最も重要な力の一つなのである。」

(Boyarin & Boyarin 2002=2008:49) そして、パレスチナの伝統にバビロニア

の伝統がとってかわり、さらに、アフリカ、アジアのユダヤ人世界をも含むユダヤ世界のあちこちで、すぐれた伝統が築かれてきたことを強調している。同論文には、ドゥルーズとガタリのみならず、リオタールやナンシーなどのユダヤ人の捉え方についても、同様にユダヤ人の多様性を強調する鋭い批判が見られる。なお、中心-周辺 (Center-Periphery) の概念を批判して、代替案として、中心のない異質のものとの出会いの場としての「フロンティア」を提案する Gilman 2003 の議論も、部族的ネットワークの形成という文脈の中で包摂できるように思う。

(16) ネットウレイ・カルタの立場の独自性は、リベラル・ナショナリストと比較すれば、明確になる。イスラエルの平和運動 Peace Now の創設者のひとりで、後にオルメルト内閣の閣僚となったタミールのリベラル・ナショナリズム

(Tamir 1993=2006) は、ナショナリズムの側から、リベラリズムの寛容を確保することによって、マイノリティとの和解を図ろうとする試みである。それはシオニズムの側からのリベラリズム宣言といってもいい。これについては、すでにアイリス・マリオン・ヤングによる自己決定 (self-determination) 論の視点からの原理的な批判がある (Young 2005)。すなわち、自己決定を、「不干涉 (non-interference)」ではなく「支配しないこと (non-domination)」と定義すれば、自己決定権を持つ単位が結合する連邦制 (パレスチナの場合は、「二民族による連邦制 (bi-national federation)) とならざるをえない、というものである。これは、イスラエルをエスニック・デモクラシーと規定して、北アイルランドと比較すればより成功しているとする Smooha 1997 などのデモクラシー論に対して、エスノクラシー (エスニック集団による支配) だと根底的に批判し、二民族による連邦制を提唱した Yiftachel 2006 の議論とも共通する。Tamir1993 の邦訳が出て以後、シオニズム批判の立場から、ほぼタミールと同様の立場のバーリンとともにその問題点を鋭く突くのは、早尾 2007、2008 である。なお鶴見 2007 も参照。

ネットウレイ・カルタ (Neturei Karta : 「街の守護者たち」という意味のアラム語) については、1920 年代にシオニズムに反対する正統派ラビによって創設され、一貫してシオニズムに反対してきたため、イスラエル政府によって拷問を含む弾圧を受けてきたというその歴史や、PLO に賛成し、ユダヤ人はトーラーにしたがって、すぐに現世の権力を手放すべき、とするその主張、いまでは、ニューヨークにいくつかのシナゴグを持ち、アメリカ各地や、ロンドン、エルサレムでもシオニズムとイスラエル政府のパレスチナ人への抑圧政策に対する抗議活動 (最近ではイラン制裁への反対運動) を展開している写真や、アラファトからの手紙などの歴史的文書を含め、そのホームページから多くの情報

が入手できる (<http://www.nkusa.org/index.cfm> : 2008年12月18日取得)。
その歴史については、Rabkin 2006を参照。

(17) 戦後すぐには、帰還はおろか、ホロコーストの後に、ドイツにユダヤ人の共同体が存続することすらも、ユダヤ人団体から非難されるような状況にあった。また、財産返還問題については、戦後の社会主義政権による一般的な財産接収との関連が問題になってくる。ドイツについては、武井 2005、東ドイツ、オーストリアについては、Bergman et al (eds.) 1995の諸論文などを参照。また、ヨーロッパ諸国におけるナチスのユダヤ人財産の押収に関する、全般的な歴史見直しの状況について、Beker (ed.) 2001を参照。

(18) アラブ・イスラーム世界からのユダヤ系移住者を「難民」と把握し、パレスチナ難民問題の交渉に利用しようとするイスラエル政府については、イラク出身のアラブ・ユダヤ人二世の人類学者による鋭い批判、Shenhav 2006bがある。イスラエルというユダヤ国家が、ネーション概念を用いてアラブ系ユダヤ人を利用していることについて、Shenhav 2006aも参照。移住を促進したアラブ・イスラーム地域のシオニスト組織があったことは確かであり、これに対応する各国政府の対応もさまざま、移住の経緯はそれぞれ複雑であるが、没収された多くのユダヤ系住民の財産があったことも事実である。その詳細な経緯と財産目録については、Fischbach 2008を参照。

(19) イスラエルでは、自分のルーツを探ることができる大規模な系譜学のデータベースの整備が進められている。筆者がインタビューした若者も、冷戦後に両親が、東欧にある自分たちの出身地に旅行したことをきっかけに、自分のルーツに関心を持つようになり、両親はしゃべることができるイディッシュ語の講座を受講したと、語っていた。筆者が2008年2月にイスラエルで行った現地調査の記録である、岡野内 2008aを参照。冷戦後に盛んになってきた特にアメリカのユダヤ系の若者を対象とするイスラエル・ツアーや、中東欧諸国訪問とイスラエルをセットにしたツアーは、ユダヤ人意識とイスラエルへの親近感を植えつける効果を持つかのごとくであるが、思わざる結果として中東欧諸国に残るユダヤ人共同体との結びつきを強化することになるかもしれない。この点について、Mittelberg 2007, Aviv & Shneer 2007などを参照。

(20) 先述のように、アメリカ国務省は、ナチズムおよび共産主義政権の支配する中東欧で接収された財産の返還を推進しており、返還状況についての各国ごとの状況報告が国務省のサイトで公開されている。たとえば2003年の報告
“Summary of Property Restitution in Central and Eastern Europe,
[Submitted to the U.S. Commission on Security and Cooperation in Europe
On the Occasion of a Briefing Presented to the Commission by Ambassador

Randolph M. Bell, September 10, 2003] ” およびその 2006 年の改訂版 (<http://www.state.gov/p/eur/rls/or/64425.htm> :2008/12/20 取得) を参照。ヨーロッパ 37 カ国から 60 のユダヤ人共同体代表が集まって結成された「ユダヤ的生活を強化する」ことを目的とする NGO である、ユダヤ人共同体ヨーロッパ協議会 (ECJC:European Council of Jewish Communities) も、そのウェブサイトにおいて、「市民社会の強化」のために、ホロコースト犯罪にかかわる正義回復を求め、特にナチスによる欧州美術品問題について、各国政府の取り組みを求めている (<http://www.ecjc.org/> :2008 年 12 月 20 日取得)。ECJC が運営する「ユダヤの遺産、ヨーロッパ」のサイトは、ヨーロッパ諸国に残るユダヤ人共同体の歴史的遺産の詳細なリストを掲げているが、共同体の歴史的遺産に関するこのような調査は、財産返還問題にも連動してくるはずである。 (<http://www.jewish-heritage-europe.eu/index.htm> :2008 年 12 月 20 日取得)。ナチズムにかかわる財産返還問題と記憶に関する論文集である Diner & Wunberg (eds.) 2007 も参照。アラブ世界出身のユダヤ系住民の財産返還問題が、2003 年のアメリカのイラク侵攻による政権交代や、その影響による 2004 年のリビアの外交方針転換によって、むしろアラブ諸国側から提起されたことについて、Fishbach 2008 を参照。

(21) Remennick 2007:297 は、ユダヤ教の諸派の勃興や、ユダヤ教への関心の高まりなど、モスクワにおける「ユダヤ復興 (Jewish Revival)」といわれる現象が、皮相かつ短期なものであろうとの見通しを示しながらも、すでにイスラエルへの移民の波が一段落し、むしろイスラエルからロシアに帰還して、イスラエルのみならず、アメリカやカナダなどとのネットワークを使ってビジネスを行う「新しいユダヤ人のディアスポラ」の登場を結論付けている (Remennick 2007:297-9)。カトリック教徒が経営するユダヤ料理レストランの成功を伝えるポーランドについて Smith 2007 や、チェコのプラハでのトーラー学校の開設を伝える Sela 2008 などが伝えるように、中東欧でも多かれ少なかれ、同様の状況が見られるものと思われる。アラブ世界では、モロッコ政府がユダヤ人保護政策に転換したために、モロッコ出身のユダヤ人がイスラエルで築いたビジネスのネットワークを持って再び帰還するものが現れたり、古いユダヤ教の墓地への巡礼が賑わいをみせたりしていることを伝える Brooks 2007 を参照。もっとも、第二次大戦後のポーランドでのユダヤ人迫害を扱った Gross 2006=2008 のように、複雑な反ユダヤ主義の存在が指摘されている。そこでは、ユダヤ人からの接収財産の問題を基礎として、ある種の PTSD 的な異常心理がポーランド人によるホロコースト生存者への迫害の要因として挙げられている。しかしその場合でも、Tych 2004=2006:306-318 は、ようやく最近になって、社会主

義政権時代のユダヤ人迫害の事実も含めて、真相解明が行われつつあり、ポーランド地域におけるユダヤ人共同体の新しい形での復活への兆しを伝えている。

(22) 「人道に対する罪」に相当する「民族浄化 (Ethnic Cleansing)」であると指摘した Pappé 2006 の著者が、脅迫によってイスラエルを去ったことについて、本論文第 I 章の脚注 (5) を参照。なお、来日講演集である、イラン・パペ著、ミーダーン「パレスチナ・対話のための広場」編訳『イラン・パペ、パレスチナを語る—「民族浄化」から「橋渡しのナラティヴ」へ』柘植書房新社、2008 年も参照。

(23) これは、1949 年 1 月 6 日の「緊急規定 (不使用地の耕作) (効力延長) 令 (Emergency Regulations (Cultivation of Waste Lands) (Extension of Validity) Ordinance)」によって、延長された (Fischbach 2006:14)。なお、Fischbach 2003 をも参照。

(24) 当時のイスラエル政府財務大臣の Eliezer Kaplan が、1949 年のイスラエル国会でそのように言明したとされている。ただし、その典拠は、Joseph Schechtman, *The Arab Refugee Problem*, New York: Philosophical Library, 1952, p. 93、とされている (Fischbach 2006:14, n. 4)。

(25) このようなイスラエル政府の一連の難民の財産の接収は、戦争直後のヨーロッパ政府 (ソ連圏を含む) におけるユダヤ人財産の接収と酷似している (Hilberg 1997=1997: 370-374)。

(26) 1950 年の UNRWA の調査では、西岸地区における土地所有難民のうち、63 ドゥヌム (6 万 3 千平方メートル: ほぼ 16 エーカー) 以下の所有者が 76.9% に達していたという (Fischbach 2006:50)。この点に関して、パレスチナの村落や都市のコミュニティの性格、さらに、土地所有の共同体的性格を、社会経済史的・社会的にどうとらえるか、ということが、重要な課題として浮かび上がってくる。地主制の形成史を、先住民との関連、あるいは、「部族的土地所有」との関連でどうとらえるか、という問題である。それはオスマン帝国時代末期に進展したとされる、私的所有権の導入を、どう清算するか、という土地改革の問題につながってくる。このような土地の私有制を、植民地化における正義回復 (リドレス) との関連でどうとらえるかという論点については、いわゆる本源的蓄積と正義との関連も含めて、別稿で検討することにした。

(27) Eickelman 1981=1988:103-123 におけるイデオロギーとしての「部族」に関する魅力的な議論を参照。そこでは、「中東で人々が部族アイデンティティを“作り出す” 四つの主要な形式がある」として、「(一)人々が自分たちの社会政治組織を説明するためのもので、“土着の” 民族政治学の公然たるイデオロギーを精密化し、使用しているもの、(二)国家当局が行政上の目的から用いてい

る観念、(三)公式的イデオロギーにまでは精密化されていないが、人々が暗黙裡に用いている実践的観念、(四)人類学的概念である」(104)と指摘したうえで、(四)の「人類学的概念」は、学者によって異なっており、「基本的に慎重に接すべきである」(105)と、忠告したうえで、ゲルナーらの分節リニイジ観念をめぐる論争を紹介し、「社会学的モデルとしては不適切」(122)と批判している。たとえば筆者は、レバノン南部のパレスチナ難民キャンプ出身の若者から、農村出身者の難民キャンプでは、結婚相手の決定にあたって旧来の部族(sha'ir)のしきたりが強く、自由な選択も望む若者との間で摩擦が絶えない、といった話を聞いたことがある。このような問題も含めて、パレスチナにおける部族の問題は、ニュージーランドの先住民マオリの部族との比較によって興味深い展望が得られるかもしれない。

(28) Rabinowitz & Montereescu 2008 は、都市論の系譜を批判的に踏まえながら、イスラエルの都市の中で、ユダヤ人国家としてネイションが創り出されていく舞台が、逆に、ネイションを掘り崩していく契機をはらむ点を見出そうとしている。エスノクラシー論を展開した Yiftachel 2006 に至る彼の一連の都市研究にもそのような視点が見いだせる。たとえば、欧米的な批判地理学批判の視点を示す Yiftachel 2003 参照。

(29) シオニスト組織とナチスとの協力関係については、さしあたり、多くの文献や資料を提示する、Brenner 1983=2001, 2002 を参照。

(30) 戦後ドイツのユダヤ系コミュニティとシオニスト組織およびイスラエル政府との間での、当初の敵対的な関係から協力関係に至るまでの変遷について、武井 2005 を参照。

(31) 中東諸国からのユダヤ系コミュニティの追放については、ユダヤ史の観点から、コミュニティレベルの歴史に至るまでの膨大な研究がある。アラブ諸国のシオニストの活動についても、たとえば、1940年代のイラクに関する Meir-Glitzstein 2004 のような研究が進められつつある。これらの研究における史実のシオニスト的解釈の問題点に関する議論も含めて、追放されたコミュニティの財産返還問題については、さしあたり Fischbach 2008 を参照。

(32) ヨーロッパ各地のユダヤ人共同体とその子孫は、ヨーロッパの先住民としての自覚を明確にして EU をはじめとするヨーロッパでの人権運動に参加していくべきと考えるが、そのような認識は一般的ではない。たとえば『講座 世界の先住民族』のヨーロッパ編である原・庄司編 2005 は、ローマ人については項を設けてあるものの、ユダヤ人についてはほとんど触れていない。これに対し、大津留編 2006 のように、ユダヤ人の存在に十分に留意しながら多様な中央ヨーロッパの「民族」構成を歴史的に概観しようとする興味深い試みも出始めている。世界各地のユダヤ人コミュニティの比較研究論文集の序論で、Edelman 1997

は、ユダヤ史の文脈からいわば「ゲットーの中で」行われてきた研究潮流を整理し、ディアスポラの実態を比較社会学、比較史的視点からおこなう必要性を提唱している。

(33) その際に、それぞれの当事者たちの文化や宗教、歴史的状況に応じたアプローチが重要であり、西洋的な裁判や法意識による一面的、画一的な基準の押し付けが危険であることはいうまでもない。たとえば、この点を強調する南アフリカ、モザンビーク、ルワンダでの虐殺を含む内戦後の平和構築、正義回復、和解に関する比較研究である Cobban 2007、南アフリカに関する安部 2007などを参照。

(34) たとえば、小田切 2008 は、正義回復への展望がないままに、「和平」プロセスを進めるとして西岸地区の「開発」に援助するような日本政府のパレスチナ援助に対して、日本の国益の観点から鋭い疑問を突き付けている。

[文献]

- 安部利洋, 2007, 『紛争後社会と向き合う—南アフリカ真実和解委員会』京都大学学術出版会.
- Agnew, Vijay(ed.), 2005, *Diaspora, Memory, and Identity; A Search for Home*, Toronto, etc.: University of Toronto Press.
- Alpher, Joseph(ed.), 1986, *Nationalism and Modernity; A Mediterranean Perspective*, New York, etc.: Praeger.
- Anderson, Benedict (ベネディクト・アンダーソン), 1983, *Imagined Communities; Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, London: Verso (白石隆・白石さや訳『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』リブレポート、1987年).
- Arendt, Hannah(ハンナ・アーレント), 1965, *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil*, revised and enlarged edition, The Viking Press: New York(大久保和郎訳『イェルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告』みすず書房, 1969年).
- Aviv, Caryn & David Shneer, 2007, "Travelling Jews, Creating Memory: Eastern Europe, Israel, and the Diaspora Business," in Gerson & Wolf(eds.) 2007:67-83.
- Bauman, Zygmunt(ジークムント・バウマン), 1989, *Modernity and the Holocaust*, London: Polity Press (森田典正訳『近代とホロコースト』大月書店、2006年).

- Bazyler, Michael J., 2003, *Holocaust Justice: The Battle for Restitution in America's Courts*, New York University Press: New York & London.
- Beker, Avi (ed.), 2001, *The Plunder of Jewish Property during the Holocaust: Confronting European History*, Houndsmills, Hampshire: Palgrave.
- Ben-Moshe, Danny, and Zohar Segev (Eds.), 2007, *Israel, the Diaspora and Jewish Identity*, Brighton & Portland: Sussex Academic Press.
- Ben-Rafael, Eliezer and Yochanan Peres, 2005, *Is Israel One? : Religion, Nationalism, and Multiculturalism Confounded*, Leiden, Boston: Brill.
- Berdichevsky, Norman. 2007, "Parallel Zionisms; Chinese, Greek, Armenian, and Hungarian Parallels of Nationhood, Diaspora, Genocide, Exile, Partition, and Aliya," *World Affairs*, 169(3):119-123.
- Bergmann, Werner, Rainer Erb, und Albert Lichtblau (Hg.) (ヴェルナー・ベルクマンほか編), 1995. *Schwieriges Erbe: Der Umgang mit Nationalsozialismus und Antisemitismus in Österreich, der DDR und der Bundesrepublik Deutschland*, Campus Verlag GmbH: Frankfurt/Main (岡田浩平訳『「負の遺産」との取り組み—オーストリア・東西ドイツの戦後比較』三元社、1999年) .
- Biale, David, 1986, *Power and Powerlessness in Jewish History*, New York: Schocken Books.
- Boyarin, Daniel, 1997, *Unheroic Conduct: The Rise of Heterosexuality and the Invention of the Jewish Man*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Boyarin, Daniel and Jonathan Boyarin (ダニエル・ボヤーリン、ジョナサン・ボヤーリン), 1993, "Diaspora: Generation and the Ground of Jewish Identity," *Critical Inquiry*, 19(4): 693-725 (赤尾光春・早尾貴紀訳『ディアスポラのカーユダヤ文化の今日性をめぐる試論』平凡社、2008年、所収) .
- , 2002, *Powers of Diaspora: The Essays on the Relevance of Jewish Culture*, Minneapolis: University of Minnesota Press (赤尾光春・早尾貴紀訳、同上書、所収) .
- Brazier, Jana Evans and Anita Mannur (eds.), 2003, *Theorizing Diaspora; A Reader*, Oxford, etc.: Blackwell.
- Brauman, Rony & Eyal Shivan (ロニー・ブローマン、エイアル・シヴァン), 1999, *Éloge de la désobéissance, A propos d'〈un spécialiste〉 Adolf Eichmann*, Paris: Éditions Le Pommier (高橋哲哉・堀潤之訳『不服従を讃えて—「スペシャリスト」アイヒマンと現代』産業図書、2000年) .

- Brenner, Lenni (レニ・ブレンナー), 1983, *Zionism in the Age of Dictators*, Croom Helm: London (芝健介訳『ファシズム時代のシオニズム』法政大学出版局、2001年) .
- , 2002, *51 Documents: Zionist Collaboration With the Nazis*, Barricade Books: Fort Lee, NJ.
- Brooks, Andrée Aelion, 2007, “Pilgrimage and Return : The Road To Morocco,” *Hadassah Magazine*, December 2007, 89(4)
http://www.hadassah.org/news/content/per_hadassah/archive/2007/07_dec/feature_2.asp :2008年12月20日取得)
- Brownfeld, allan C., 2008, “Abandoning Its Opposition to Jewish Nationalism, Reform Judaism adopting a Zionist Worldview,” *Washington Report on Middle East Affairs*, 27(2):50-51.
- Caldicott, Helen (ヘレン・カルディコット), 2004, *New Nuclear Danger: George W. Bush's Military Industrial Complex*, New York & London: The New Press (First Edition, 2002) (岡野内正・ミグリアーチ慶子訳『狂気の核武装大国アメリカ』集英社新書、2008年).
- Cobban, Helena. 2007, *Amnesty after Atrocity? ; Healing Nations after Genocide and War Crimes*, Boulder, London: Paradigm Publishers.
- Davies, W.D. (デーヴィス), 1991, *The Territorial Dimension of Judaism*, Berkeley: University of California Press (平野保訳『ユダヤ教の国土観』教文館) .
- Deleuze, Gilles & Félix Guattari (ジル・ドゥルーズ、フェリックス・ガタリ), 1980, *Mille Plateaux: Capitalisme et schizophrénie*, Paris: Les Editions de Minuit (宇野邦一他訳『千のプラトー—資本主義と分裂病』河出書房新社、1994年) .
- Diner, Dan & Gotthart Wunberg (eds.), 2007, *Restitution and Memory: Material Restoration in Europe*, New York & Oxford: Berghahn Books.
- Dumont, Louis, 1980, *Homo Hierarchicus: The Caste System and Its Implications*, Chicago: University of Chicago Press (田中雅一・渡辺公三訳『ホモ・ヒエラルキクス—カースト体系とその意味』みすず書房、2001年) .
- Eickelman, Dale F. (D・F・アイケルマン), 1981, *The Middle East: An Anthropological Approach*, Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall (大塚和夫訳『中東—人類学的考察』岩波書店、1988).
- Endelman, Todd M., 1997, “Introduction: Comparing Jewish Societies,” in Endelman (Ed.): 1-21.

- Endelman, Todd M. (Ed.), 1997, *Comparing Jewish Societies*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Feuerlicht, Roberta Strauss, 1983, *The Fate of the Jews; A People Torn Between Israeli Power and Jewish Ethics*, New York: Times Books.
- Finkelstein, Norman G., 2003, *The holocaust Industry: Reflections on the Exploitation of Jewish Suffering, Second Paperback Edition*. New York: Verso (First Edition, 2000). (ノーマン・G・フィンケルスタイン著 立木勝訳『ホロコースト産業—同胞の苦しみを「売り物」にするユダヤ人エリートたち』三交社、2004年)。
- , 2008, *Beyond Chutzpah; On the Misuse of Anti-Semitism and the Abuse of History, Updated Edition with a New Preface*, Berkeley, Los Angeles: University of California Press (First Edition, 2005), (立木勝訳『イスラエル擁護論批判—反ユダヤ主義の悪用と歴史の冒瀆』三交社、2007年)。
- Fischbach, Michael R., 2003, *Records of Dispossession: Palestinian Refugee Property and the Arab Israeli Conflict*, New York: Columbia University Press.
- , 2006, *The Peace Process and Palestinian Refugee Claims; Addressing Claims for Property Compensation and Restitution*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press.
- , 2008, *Jewish Property Claims Against Arab Countries*, New York: Columbia University Press.
- Fox, Robin. 1993. *Reproduction and Succession; Studies in Anthropology, Law, and Society*. New Brunswick: Transaction Publishers. (ロビン・フォックス著平野秀秋訳『生殖と世代継承』法政大学出版局、2000年)。
- Gerson, Judith M. & Diane L. Wolf (eds.), 2007, *Sociology Confronts the Holocaust: Memories and Identities in Jewish Diasporas*, Durham and London: Duke University Press.
- Gilman, Sander L., 2003, *Jewish Frontiers: Essays on Bodies, Histories, and Identities*, New York: Palgrave Macmillan.
- Girloy, Paul (ポール・ギルロイ), 1993, *The Black Atlantic; Modernity and Double Consciousness*, London: Verso (上野俊哉他訳『ブラック・アトランティック—近代性と二重意識—』月曜社、2006年)。
- Goodblatt, David, 2006, *Elements of Ancient Jewish Nationalism*, Cambridge, New York, etc.: Cambridge University Press

- Gross, Jan T. (ヤン・T・グロス), 2006, *FEAR: Anti-Semitism in Poland After Auschwitz*, New York: Random House (染谷徹訳『アウシュヴィッツ後の反ユダヤ主義—ポーランドにおける虐殺事件を糾明する—』白水社、2008年)
- Habermas, Jürgen(ユルゲン・ハーバーマス), 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt/Main: Suhrkamp (河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論』上、中、下、未来社、1985年) .
- 原聖・庄司博史編, 2005, 『講座 世界の先住民族—ファースト・ピープルズの現在—06 ヨーロッパ』明石書店.
- Hardt, Michael & Antonio Negri (アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート), 2004, *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire*, New York, etc.:Penguin Press (幾島幸子訳水島一憲他監修『マルチチュード—<帝国>時代の戦争と民主主義』日本放送出版協会、2005年) .
- (アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート), 2000, *Empire*, Cambridge, MA.:Harvard University Press (水島一憲他訳『帝国—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社、2003年) .
- 早尾貴紀, 2007, 「シオニズムはリベラルになりうるのか—ヤエル・タミール『リベラルなナショナリズムとは』をめぐるとの違い」『パレスチナ情報センター: Staff Note』 (2007.05.23)
(<http://palestine-heiwa.org/note2/200705230511.print> 2008年11月1日取得)
- , 2008, 『ユダヤとイスラエルのあいだ—民族/国民のアポリア』青土社.
- Hilberg, Raul (ラウル・ヒルバーグ), 1996, *The Politics of Memory; The Journey of a Holocaust Historian*, New York: Ivan R. Dee(徳留絹枝訳『記憶—ホロコーストの真実を求めて—』柏書房、1998年).
- , 1997, *The Destruction of the European Jews, Revised and Updated Edition*, Raines & Raines: New York (望田幸男他訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』(上・下) 柏書房、1997) .
- 堀内正樹, 2006, 「解説 アラブ・イスラーム地域」松井健・堀内正樹編『講座 世界の先住民族—ファースト・ピープルズの現在—04 中東』明石書店: 18-29.
- 片桐雅隆, 2003, 『過去と記憶の社会学—自己論からの展開』世界思想社.
- Kokot, Waltraud, Khachig Tololyan and Carolin Alfonso(eds.), 2004, *Diaspora, Identity and Religion; New Directions in Theory and Research*, London & New York: Routledge.

- Lazin, Fred A., 2005, *The Struggle for Soviet Jewry in American Politics: Israel versus the American Jewish Establishment*, Lanham, etc.: Lexington Books.
- Liebllich, Amia (アマリア・リブリッヒ), 1981, *Kibbutz Makom*, New York: Pantheon Books (樋口範子訳『キブツ その素顔』ミルトス、1993年) .
- Mearsheimer, John J. and Stephen M. Walt (ジョン・J・ミアシャイマー、ステイヴン・M・ウォルト), 2007, *The Israel Lobby and U. S. Foreign Policy*, New York: Farrar Straus & Giroux (副島隆彦訳『イスラエル・ロビーとアメリカの外交政策』I、II、講談社、2007年) .
- Meir-Glitzenstein, Esther, 2004, *Zionism in an Arab Country: Jews in Iraq in the 1940s*, Routledge: London.
- Mendels, Doron, 1992, *The Rise and Fall of Jewish Nationalism*, ABRL, New York: Doubleday.
- Mittelberg, David, 2007, "Jewish Continuity and Israel Visits," in Ben-Moshe & Segev (eds.) 2007:30-47.
- Moghissi, Haideh (ed.), 2006, *Muslim Diaspora; Gender, Culture and Identity*, London & New York: Routledge.
- Mosse, George L., 1993, *Confronting the Nation: Jewish and Western Nationalism*, Hanover: Brandeis University Press.
- 森まり子, 2002, 『社会主義シオニズムとアラブ問題—ベングリオンの軌跡 1905～1939—』岩波書店。
- 小田切 拓, 2008, 「『和平』プロセスが、平和を遠ざける—パレスチナとは何処で、イスラエルとは何処か?」『世界』2008年10月号。
- 岡野内 正, 1988a, 「パレスチナにおけるいわゆる<ユダヤ人>独占体の形成について」『経済学論叢』(同支社大学) 39(3):254-276.
- , 1988b, 「1940年代のパレスチナ問題」川端正久編『1940年代の世界政治』ミネルヴァ書房:233-252.
- , 1988c, 「1930年代のパレスチナにおける<金融資本>について」『中東学会年報』3(2):167-197.
- , 1990, 「パレスチナ植民運動と世界システム」『歴史学研究』613:154-159.
- , 1991, 「パレスチナ問題」巢山靖司編『米ソ協調と湾岸危機・戦争』水曜社:6-103.
- , 1997, 「イスラエル及び占領地における市民社会と人権」清水学編『中東新秩序の模索—ソ連崩壊と和平プロセス』アジア経済研究所:75-101.

- , 2008a, 「現地調査日誌 (パレスチナ)」 『民族紛争の背景に関する地政学的研究 (Liccosec)』 Vol. 1 (平成 19 年度報告書、大阪大学世界言語研究センター発行) :276-283.
- 大津留厚, 2006, 「中央ヨーロッパにおけるユダヤ人ナショナリズムとシオニズム」 大津留編 2006:105-133.
- 大津留厚編, 2006, 『中央ヨーロッパの可能性—揺れ動くその歴史と社会』 昭和堂.
- 大岩川和正, 1983, 『現代イスラエルの社会経済構造—パレスチナにおけるユダヤ人入植村の研究』 東京大学出版会.
- Pappé, Ilan, 2006, *The Ethnic Cleansing of Palestine*. Oxford: Oneworld Publications Limited.
- Rad, Gerhard von (ゲアハルト・フォン・ラート), 1969, *Der Heilige Krieg im alten Israel*, Gottingen: Vandenhoeck & Ruprecht (山吉智久訳『古代イスラエルにおける聖戦』 教文館、2006 年) .
- Rabkin, Yakov M., 2006, *A Threat from Within: A Century of Jewish Opposition to Zionism*, London, New York, etc.: Zed books.
- Rabinowitz, Dan and Daniel Monterescu, 2008, “Reconfiguring the ‘Mixed town’: Urban Transformation of Ethnonational Relations in Palestine and Israel,” *International Journal of Middle East Studies*, 40:195-226.
- Remennick, Larissa, 2007, *Russian Jews on Three Continents: Identity, Integration, and Conflict*, New Brunswick, NJ: Transaction Publishers.
- 歴史学研究会編, 2002, 『系図が語る世界史』 青木書店.
- Sarkar, Sumit (スミット・サルカール), 1982, *Modern India 1885-1947*, Delhi: Macmillan India Ltd (長崎暢子他訳『新しいインド近代史—下からの歴史の試み』 I, II, 研文出版、1993 年) .
- 佐藤唯行, 2006, 『アメリカはなぜイスラエルを偏愛するのか』 ダイヤモンド社.
- Schwartz, Seth, 2001, *Imperialism and Jewish Society 200 B. C. E. to 640 C. E.*, Princeton, NJ/Oxford: Princeton University Press.
- Sela, Neta, 2008, “Prague’s Jewish Revival,” *ynet news*, 23 Nov., 2008 (<http://www.ynet.co.il/english/articles/0,7340,L-3627215,00.html> : 2008 年 12 月 20 日取得)。
- Seton-Watson, Hugh, 1986, “State, Nation, and Religion: Some General Reflections,” in Alpher(ed.) 1986:14-29.
- Shenhav, Yehouda, 2006a, *The Arab Jews: A Postcolonial Reading of Nationalism, Religion, and Ethnicity*, Stanford, California: Stanford

- University Press.
- , 2006b, “Arab Jews, Palestinian Refugees and Israel’s Folly Politics,” PIWP Database (<http://www.corkpsc.org/db.php?aid=48> 2008. 12. 12取得).
- 新宮一成・立木康介編, 2005, 『知の教科書 フロイト＝ラカン』講談社.
- Shlaim, Avi, 2008, “Pensée 3: Free Speech and the Question of Israel: A British Perspective,” *International Journal of Middle East Studies*, 40:193-194.
- Sicker, Martin, 1992, *Judaism, Nationalism, and the Land of Israel*, Boulder, San Francisco, Oxford: Westview Press.
- Smith, Anthony D. (アントニー・D・スミス), 1986, *The Ethnic Origins of Nations*, London: Blackwell (巢山靖司他訳『ネイションとエスニシティ: 歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、1999年).
- Smith, Craig S., 2007, “Non-Jews Reviving Poland’s Jewish Culture,” *International Herald Tribune*, July 11, 2007 (<http://www.iht.com/articles/2007/07/11/news/poland.php> : 2008年12月20日取得)
- Smootha, Sammy, 1997, “The viability of Ethnic Democracy as a Mode of Conflict Management: Comparing Israel and Northern Ireland,” in Endelman (Ed.) : 267-312.
- Stewart-Harawira, Makere, 2005, *The New Imperial Order: Indigenous Responses to Globalization*, Zed Books: London.
- Tamir, Yael (ヤエル・タミール), 1993, *Liberal Nationalism*, Princeton: Princeton University Press (押村高他訳『リベラルなナショナリズムとは』夏目書房、2006年)
- 武井彩佳, 2005, 『シリーズ・ドイツ現代史Ⅲ 戦後ドイツのユダヤ人』白水社.
- Traverso, Enzo (エンツォ・トラヴェルソ), 1990, *Les Marxistes et la Question juive; histoire d'un debat (1843-1943)*, Paris: Edition La Brèche (宇京頼三訳『マルクス主義者とユダヤ問題; ある論争の歴史(1843 - 1943年)』人文書院、2000年).
- 鶴見太郎, 2007, 「リベラル・ナショナリズムの罫」『相関社会科学』17:94-99.
- Tych, Feliks (フェリクス・ティフ) (ed.), 2004, *Pamięć; Historia Żydów Polskich przed, w czasie, i po Zagładzie*, Warszawa: Fundacja SHALOM (坂東宏訳『ポーランドのユダヤ人』みすず書房、2006年).
- 上村 静, 2008, 『宗教の倒錯—ユダヤ教・イエス・キリスト教』岩波書店.
- 上野俊哉, 1999, 『ディアスポラの思考』筑摩書房.

- 度会好一, 2007, 『ユダヤ人とイギリス帝国』岩波書店.
- Weber, Max (マックス・ウェーバー), 1920, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, III, Das antike Judentum*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) (内田芳明訳『古代ユダヤ教』I, II, みすず書房、1962年)
- Wolfson, Murray (マレー・ウルフソン), 1982, *Marx: Economist, Philosopher, Jew*, London: Curtis Brown Ltd. (堀江忠男監訳『ユダヤ人マルクス』新評論、1987年).
- Yakobson, Alexander, 2008, “Jewish Peoplehood and the Jewish State, How Unique?—A Comparative Survey,” *Israel Studies*, 13(2):1-27.
- 山口覚, 2008, 『出郷者たちの都市空間—パーソナル・ネットワークと同郷者集団』ミネルヴァ書房.
- Yiftachel, Oren, 2006, *Ethnocracy: Land and Identity Politics in Israel/Palestine*, Philadelphia: University Pennsylvania Press.
- , 2003, “Relocating the ‘critical’? Reflections from Israel/Palestine,” *Environment and Planning D: Society and Space*, 21:137-142.
- Young, Iris Marion, 2005, “Self-Determination as Non-Domination; Ideals applied to Palestine/Israel,” *Ethnicities*, 5(2):139-159.
- (本報告は、文部科学省特別教育研究経費による「民族紛争の背景に関する地政学的研究」プロジェクトの助成を受けた研究成果の一部である。)

Redress for the Holocaust (Shoa) and Nakba as a Key to solve the Palestine Problem (3)

Tadashi OKANOUCI

Abstract

Palestine problem has been approached from the nationalist point of view. According to this view, the problem should be solved by the establishment of two nation-states. The Oslo agreement seemed to assure the two nation-states solution, but it failed by the growing violence between and within both nations. Nation as a type of community lost its power to integrate people into a peaceful entity. From the case of Maori indigenous people in Aotearoa New Zealand, the neo-tribe instead of nation can be found as a new type of community which enables to develop the peaceful process of redress for past wrongs (i. e., colonization, etc.). From this

neo-tribalist point of view, redress for the Holocaust is not sufficient, as the redress for Nakba is not sufficient, comparing with the case for Maori neo-tribes. Therefore, if both the Holocaust and the Nakba cases will be treated like the Maori case as a set of past colonization process, the peaceful solution might be possible also in Palestine. Such neo-tribalist approach may be possible by the globalization process. Jewish and Arab neo-tribes could co-exist peacefully not only in Palestine but also in any other part of the world, along with continuing talking-process of redress for past wrongs in the network of public spheres.